

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年8月30日

【事業年度】 第76期(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

【会社名】 前澤工業株式会社

【英訳名】 Maezawa Industries, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮川多正

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目5番17号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川口市仲町5番11号

【電話番号】 048(251)5511(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 吉田純

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成30年5月	令和元年5月	令和2年5月	令和3年5月	令和4年5月
売上高 (百万円)	28,612	30,118	29,944	31,810	30,903
経常利益 (百万円)	1,177	1,374	1,899	3,378	3,164
親会社株主に 帰属する当期純利益 (百万円)	890	1,005	1,075	2,489	2,142
包括利益 (百万円)	1,109	835	1,095	2,724	1,936
純資産額 (百万円)	16,887	17,729	18,574	20,795	21,977
総資産額 (百万円)	31,598	32,447	33,370	35,767	35,626
1株当たり純資産額 (円)	921.14	934.77	979.52	1,123.25	1,212.21
1株当たり当期純利益 (円)	48.60	54.11	56.70	133.12	117.54
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		50.89			
自己資本比率 (%)	53.4	54.6	55.7	58.1	61.7
自己資本利益率 (%)	5.4	5.8	5.9	12.6	10.0
株価収益率 (倍)	9.6	6.3	6.2	4.5	5.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	249	1,053	843	3,400	2,316
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	611	509	495	587	441
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	878	17	395	570	1,278
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	6,863	7,397	7,349	9,591	10,188
従業員数 (名)	932	947	971	1,002	1,021

(注) 1 第72期、第74期、第75期および第76期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期の期首から適用しており、第76期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月		平成30年 5月	令和元年 5月	令和 2年 5月	令和 3年 5月	令和 4年 5月
売上高	(百万円)	21,381	22,108	21,543	22,870	21,918
経常利益	(百万円)	748	621	1,309	2,681	2,342
当期純利益	(百万円)	839	764	1,026	2,349	2,032
資本金	(百万円)	5,233	5,233	5,233	5,233	5,233
発行済株式総数	(千株)	21,425	21,425	21,425	21,425	21,425
純資産額	(百万円)	15,509	16,118	16,914	18,995	20,066
総資産額	(百万円)	27,500	28,018	28,630	30,779	30,778
1株当たり純資産額	(円)	845.99	849.78	891.97	1,026.00	1,106.85
1株当たり配当額	(円)	10.00	12.00	14.00	20.00	24.00
(うち1株当たり 中間配当額)	(円)	(4.00)	(5.00)	(6.00)	(8.00)	(12.00)
1株当たり当期純利益	(円)	45.78	41.15	54.14	125.62	111.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)		38.71			
自己資本比率	(%)	56.4	57.5	59.1	61.7	65.2
自己資本利益率	(%)	5.6	4.8	6.2	13.1	10.4
株価収益率	(倍)	10.2	8.3	6.5	4.8	5.4
配当性向	(%)	21.8	29.2	25.9	15.9	21.5
従業員数	(名)	680	686	693	711	723
株主総利回り	(%)	148.9	113.1	121.2	204.7	212.8
(比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	(113.8)	(100.8)	(107.0)	(134.4)	(136.9)
最高株価	(円)	516	497	414	732	834
最低株価	(円)	317	305	265	326	570

- (注) 1 第72期の1株当たり配当額10円には、創業80周年記念配当2円を含んでおります。
- 2 第72期、第74期、第75期および第76期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 3 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 4 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。なお、令和4年4月4日以降の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものです。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期の期首から適用しており、第76期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

- 昭和12年7月 前澤慶治が東京都中央区銀座において昭和製作所を創立。上水道用諸機械器具の販売を開始。
- 昭和22年9月 資本金100万円の株式会社に改組し、前澤バルブ工業株式会社を東京都目黒区鷹番町に設立。
上水道用諸機械器具の製造販売を開始。
- 昭和25年10月 川口市に鑄造並びに加工機械設備を有した川口工場を建設し、バルブの一貫作業の製造を開始。
- 昭和29年11月 JIS表示許可工場として認可される。
- 昭和36年4月 幸手市に幸手工場を建設し、大・中口径異形管、門扉類の製造を開始。
- 昭和37年9月 特定建設業者として建設大臣より建設業登録の認可を受ける。
- 昭和42年10月 川口市東本郷に新郷工場を建設し、中・小口径仕切弁、消火栓の量産体制を完備。
- 昭和45年7月 ガイガー社(ドイツ)と技術提携し、各種上・下水処理機械の製造を開始。
- 昭和48年4月 業容拡大に伴い前澤工業株式会社(現在名)に社名変更。
- 昭和48年12月 上・下水処理機械の設計・施工の専門部門を開設。
- 昭和55年10月 製品類の高品質化を図るため、実流試験設備を備えた水理実験室を幸手工場に設置。
- 昭和56年9月 ポプロイター社(ドイツ)の粉体塗装技術を導入してソフトシール弁の製造販売を開始。
- 昭和60年4月 当社の100%出資子会社である前澤機工株式会社を設立。(現 連結子会社)
- 昭和61年5月 生産部門の効率化と拡充を図るため川口工場、新郷工場、幸手工場の三工場を幸手工場に統合して新たに埼玉製造所を発足、併せて川口工場は水処理本部として、新郷工場は配送センターとしてそれぞれ業務を開始。
- 昭和62年2月 社団法人日本証券業協会東京地区協会の店頭売買銘柄に新規登録。
- 平成6年3月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
- 平成7年1月 地下水汚染浄化事業の専門部門を開設。
- 平成8年6月 子会社前澤機工株式会社が株式会社前澤エンジニアリングサービスへと商号変更。
- 平成8年7月 埼玉製造所においてISO9001認証取得。
- 平成8年11月 東京証券取引所市場第一部に指定。
- 平成10年4月 川口市にアクアテクノセンターを建設し、製販一体体制の拠点として業務を開始。
- 平成10年6月 産業廃水・廃液処理事業の専門部門を開設。
- 平成10年11月 水処理部門においてISO9001認証取得。
- 平成13年5月 分析技術の拡充を図るため、幸手市に中央研究所分析センターを建設。
- 平成15年6月 当社子会社である株式会社ウォータック北海道を設立。(現 非連結子会社)
- 平成16年12月 配送センター(川口市)を埼玉製造所に統合。
- 平成17年4月 ISO14001の認証を取得。
- 平成21年5月 本店所在地を現在地(東京都中央区新川)に、本社・本部機能を川口市に移転。
- 平成25年11月 バンコク駐在員事務所を開設。
- 令和4年4月 東京証券取引所スタンダード市場に移行。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社、非連結子会社1社、持分法非適用関連会社2社で構成され、上下水道用機器・水処理装置の製造及び販売をもとに、環境関連分野の社会資本整備、浄化事業に取り組んでおります。

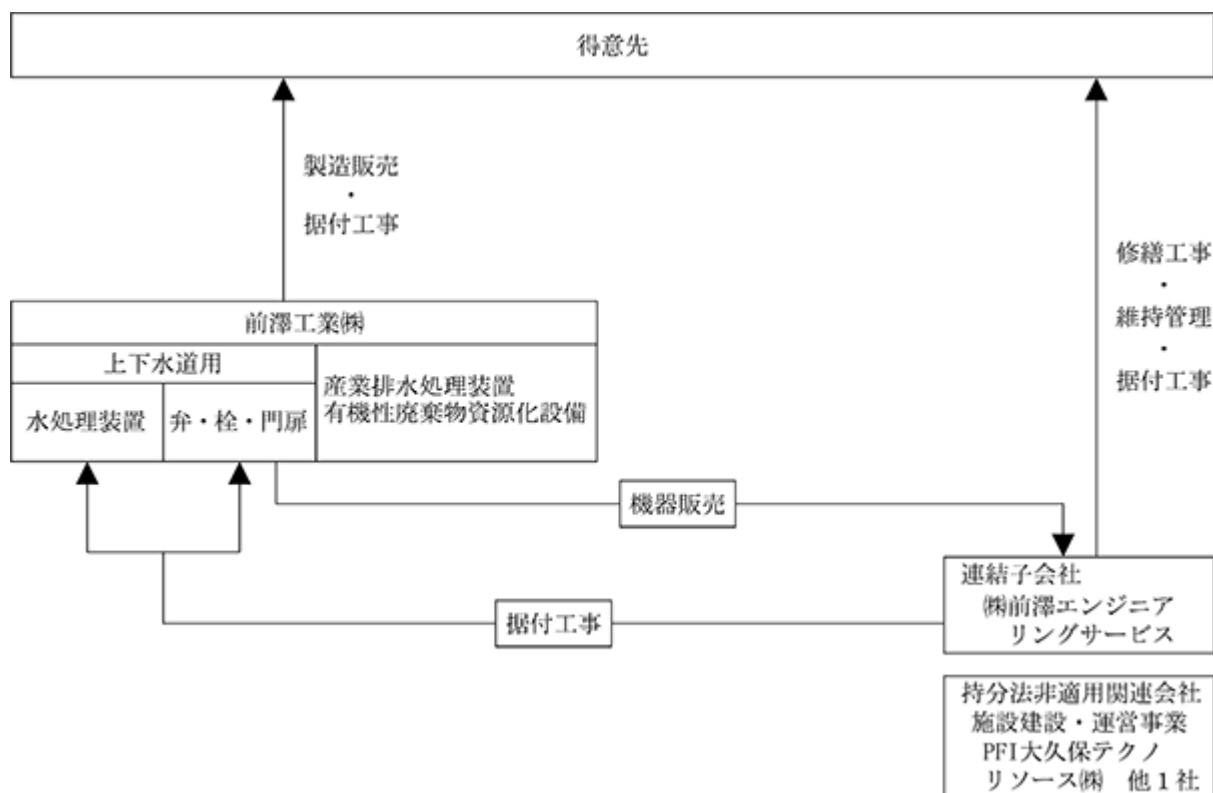
当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

(株)前澤エンジニアリングサービス（連結子会社）はメンテナンス事業を行っております。

また、持分法非適用関連会社は浄水場排水処理施設等整備・運営を行っております。

区分	事業内容
環境事業	上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業
バルブ事業	上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業
メンテナンス事業	上下水道用設備・機器の修繕・据付工事、維持管理等に関する事業

事業の系統図は次のとおりであります。



非連結子会社である(株)ウォータック北海道は、現在事業を休止しているため、記載しておりません。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱前澤エンジニアリング サービス (注)4	埼玉県川口市	80	メンテナンス 事業	100.0	当社製品の据付・維持管理 業務の一部を外注しており ます。 なお、当社所有の建物を賃 貸しております。 役員の兼務等...無

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2 有価証券届出書又は有価証券報告書は提出しておりません。
3 特定子会社に該当する会社はありません。
4 当該会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりま
す。

主要な損益情報等	売上高	10,365百万円
	経常利益	1,935 "
	当期純利益	1,232 "
	純資産額	2,055 "
	総資産額	6,309 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当連結会計年度末における従業員数は1,021名であります。

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 当社グループの事業は「環境事業」「パルプ事業」及び「メンテナンス事業」であります。同一の従業員
が複数の事業に従事する等、セグメント別に区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

令和4年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
723	44.7	16.3	6,166,205

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 当社の事業は「環境事業」及び「パルプ事業」であります。同一の従業員が複数の事業に従事する等、セ
グメント別に区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 関係会社に出向中の従業員は11名であります。これは上記従業員数には、含まれておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、「JAM前澤工業労働組合(組合員数140人)」が組織されております。

なお労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、経営理念である「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」の実現をめざし、事業を展開しております。創業以来80年余にわたり実績を積み上げてきた上下水道用機器・水処理装置の製造および販売をもとに、“水”に関わる分野の社会資本整備に加え、再エネ・省エネによる社会への貢献に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいりました。

当社グループの主要事業である上下水道事業においては、少子高齢化に伴う人口減少による収入不足、技術者不足や高度成長期に整備された施設・設備の老朽化対策等、多くの課題を抱えております。これらの課題への取り組みに加え、自然災害に対する防災・減災、エネルギー問題への対応等、当社グループが果たすべき役割は一層高まってくるものと思われまます。

こうした状況の中、当社グループは将来の社会、事業環境、顧客ニーズの変化を見据え、持続的な成長をめざすために、「新たな成長への飛躍」をスローガンとした中期3ヵ年経営計画（令和3年度～令和5年度）を策定し、「事業領域の拡充」、「収益基盤の強化」、「持続的成長を支える経営基盤の強化」の3つの施策に取り組んでおります。

（1）事業領域の拡充

CO2削減、官民連携、新興国における水インフラ需要などの事業環境の変化に対し、これまで培ってきた技術・製品・提案力を充実させ、さらなる成長をめざします。

- 再エネ・省エネ技術の拡充と展開
- 官民連携事業の推進
- ASEAN地域における水インフラビジネスの基盤づくり

（2）収益基盤の強化

バルブ・環境・メンテナンス事業において、顧客ニーズを捉えた技術開発、更新提案ならびに生産の効率化を図り、収益力のさらなる向上をめざします。

- 顧客ニーズを捉えた技術開発と更新提案
- 生産の効率化と現場力の強化
- メンテナンス事業の拡大

（3）持続的成長を支える経営基盤の強化

企業価値を高め、将来にわたって持続可能な成長を支える経営基盤を構築して行きます。

- 人材育成と働きがいのある職場づくり
- 生産性と付加価値向上に向けたDXの推進
- 環境負荷低減に貢献する事業活動の推進
- ガバナンス機能の充実

これらにより、水関連企業、さらに環境関連企業として国内外に貢献し、持続的な発展ができる企業づくりをめざしております。

引き続き、ウクライナ情勢等の地政学的リスクの影響による世界的な原材料の不足や価格上昇、金融資本市場の変動の影響等にも一層留意する必要があり、当社グループを取り巻く事業環境も不透明な状況で推移することが予想されます。当社グループにおいては、日々変化する状況を注視し、これに応じた取り組みに努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場環境の変動

当社グループの事業は、公共事業が占める割合が高いため、国および地方公共団体の予期せぬ政策転換や財政状態の悪化による公共事業予算の削減ならびにコスト縮減や、予算の執行状況により、業績に影響を受ける可能性があります。

(2) 資機材価格の急激な変動

資機材価格が急激に高騰し、それを販売価格に反映させることが困難な場合には、業績に影響を受ける可能性があります。

(3) 退職給付費用及び債務

年金資産の時価の変動や運用利回りの状況、割引率等の退職給付債務算定に用いる前提に変更があった場合には、業績に影響を受ける可能性があります。特に、数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括費用処理しているため、毎年、業績に影響を与えます。

上記リスクに対して、当社グループの年金資産の運用に関しては安全性を重視しております。また、運用機関による運用実績等を適切にモニタリング・評価を実施すべく、経営企画、財務、人事部門で構成する「前澤グループ企業年金運営委員会」を設置し、四半期ごとに運用機関各社の運用状況を確認しております。

(4) 業績の下期偏重による季節的な変動

当社グループの売上高は、下半期に完成する工事あるいは進捗度が増す工事の割合が大きいため、上半期と下半期の売上高との間に、著しい相違があります。最近2連結会計年度の上半期及び下半期の実績は、下記のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)			当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)		
	上半期 (百万円)	下半期 (百万円)	通期 (百万円)	上半期 (百万円)	下半期 (百万円)	通期 (百万円)
売上高 (構成比)	11,332 (35.6%)	20,477 (64.4%)	31,810 (100.0%)	12,106 (39.2%)	18,796 (60.8%)	30,903 (100.0%)
営業利益	57	3,163	3,221	804	2,233	3,038

(5) 自然災害等の大規模災害および感染症等による被害

地震、津波、台風等の自然災害や火災等の事故、通信ネットワークを含む情報システムの停止等および新型コロナウイルスのような感染症が発生し、当社グループの事業活動が停滞または停止するような被害を受けた場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ウクライナ情勢等に伴う原材料価格の上昇や為替の変動等、先行きの不透明さを抱えての推移となりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、公共投資は底堅い動きとなっているものの、企業間競争の激化や原材料費等の高騰により、厳しい環境が続きました。

このような状況のもとで当社グループは、新市場および既存市場における受注の確保、拡大に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、受注高は29,933百万円（前期比10.5%減）、売上高は30,903百万円（前期比2.9%減）となりました。

損益につきましては、原材料費等が高騰する中、原価低減に努め、経常利益は3,164百万円（前期比6.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,142百万円（前期比14.0%減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績を示すと次のとおりであります。

〔環境事業〕

環境事業につきましては、老朽化した施設の更新・再構築等にかかる需要に主眼を置いて、それらに関する水処理機械設備の販売活動を推し進めました。また、産業廃水処理および有機性廃棄物資源化等の需要に対しソリューション営業を展開し、民需事業の基盤の充実に努めました。

当連結会計年度は、厳しい事業環境の中、受注高は9,395百万円（前期比27.7%減）、売上高は10,443百万円（前期比7.2%減）、セグメント利益は104百万円（前期比77.5%減）となりました。

〔バルブ事業〕

バルブ事業につきましては、浄水場、配水池、配水管、下水処理場、ポンプ場、農業用水幹線路、揚・排水機場等の整備、更新、耐震化にかかる各種弁・栓・門扉類の需要に対し、幅広く販売活動を展開しました。

当連結会計年度は、厳しい事業環境の中、受注高は10,116百万円（前期比1.8%減）、売上高は10,133百万円（前期比1.4%減）、セグメント利益は879百万円（前期比8.6%減）となりました。

〔メンテナンス事業〕

メンテナンス事業につきましては、上水道事業、下水道事業、農業用水・河川事業等の各分野における設備・機器のメンテナンスにかかる需要に対し、販売活動を推し進めました。

当連結会計年度は、引き続き施設老朽化に伴う更新・長寿命化のニーズへの対応に取り組み、受注高は10,421百万円（前期比2.7%増）、売上高は10,325百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益は1,933百万円（前期比15.1%増）となりました。

財政状態の状況

イ 資産

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ140百万円減少し、35,626百万円となりました。

流動資産は、252百万円増加し25,694百万円、固定資産は393百万円減少し9,931百万円となりました。主な増減項目といたしましては、現金及び預金が596百万円、電子記録債権が391百万円増加し、仕掛品が341百万円減少いたしました。

ロ 負債

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,322百万円減少し、13,649百万円となりました。流動負債は1,241百万円減少し11,048百万円、固定負債は81百万円減少し2,600百万円となりました。主な増減項目といたしましては、電子記録債務が522百万円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）が386百万円減少し、支払手形及び買掛金が334百万円増加いたしました。

八 純資産

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,181百万円増加し、21,977百万円となりました。主な増減項目といたしましては、利益剰余金が1,667百万円増加いたしました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ596百万円増加し、当連結会計年度末には、10,188百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、プラス2,316百万円（前連結会計年度プラス3,400百万円）となりました。税金等調整前当期純利益3,094百万円、棚卸資産の減少607百万円などの資金増加項目が、法人税等の支払額1,024百万円などの資金減少項目を上回ったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却による収入24百万円などがあったものの、有形固定資産の取得による支出428百万円などがあり、マイナス441百万円（前連結会計年度マイナス587百万円）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金による収入800百万円などがあったものの、長期借入金の返済による支出1,186百万円、配当金の支払額449百万円、自己株式の取得による支出288百万円などがあり、マイナス1,278百万円（前連結会計年度マイナス570百万円）となりました。

生産、受注及び販売の状況

イ 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)	
	生産高(百万円)	前年同期比(%)
環境事業	10,271	10.6
パルプ事業	9,763	2.5
メンテナンス事業	10,097	1.1
合計	30,132	5.0

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は販売価格により表示しております。

□ 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)			
	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
環境事業	9,395	27.7	13,856	7.0
バルブ事業	10,116	1.8	4,929	1.1
メンテナンス事業	10,421	2.7	2,500	4.0
合計	29,933	10.5	21,285	4.0

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

八 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)	
	売上高(百万円)	前年同期比(%)
環境事業	10,443	7.2
バルブ事業	10,133	1.4
メンテナンス事業	10,325	0.5
合計	30,903	2.9

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものにつきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載されているとおりであります。

また、経営成績に影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載されているとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要の主なものは、原材料費、外注費、労務費、販売費及び一般管理費等に係る運転資金と、パルプ類の製造に係る木型・金型の更新、生産設備の更新並びにシステム投資等の設備投資資金であります。また、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えており、配当につきましては、中長期的な配当性向の目安を30%としており、当該年度および今後の業績、財務状況等を勘案し、継続的に配当を行いたいと考えております。

当社グループの事業は、公共事業が占める割合が高く、下半期に完成する工事あるいは進捗割合が増す工事の割合が多いため、資金繰りに季節的変動があります。

これらの資金需要に対応し、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保するために、自己資金に加え、必要に応じて金融機関からの短期借入、長期借入を実施することとしています。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 主要な技術導入契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
前澤工業株式会社 (当社)	イクソム社	オーストラリア	MIEX®樹脂処理技術	特許及びノウハウに基づく製造販売について日本での独占ライセンス	平成30年7月より 令和5年7月まで
"	ランドストリー社	オランダ	OD用縦軸攪拌機	ノウハウに基づく製造販売について日本での独占ライセンスと外国での条件付ライセンス	令和3年11月より 令和4年11月まで

(注) イクソム社については、ロイヤリティとして売上高の一定率を支払う契約を含んでおります。

5 【研究開発活動】

当社グループの当連結会計年度における研究開発費の総額は496百万円であり、生活環境分野で使用される水処理装置及び機器メーカーとして、社会に貢献する製品の開発を進めております。

セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。

(1) 環境事業

上水道分野では、重点製品としてMIEX（帯磁性イオン交換樹脂）による有機物除去システムの販売を推進しております。MIEX 処理システムは水中に溶存する有機物を除去する新しい処理方式です。有機物、色度、トリハロメタン対策などに有効であり、東京都小笠原村父島の扇浦浄水場及び母島の沖村浄水場へ納入して良好な処理が行われております。大規模浄水場への適用に向けたプラント実験及び社内プロジェクトを立上げ、大型物件受注のための準備を行っています。また、平成27年4月より強化された水道水質基準の八口酢酸類の低減対策として、MIEX を使用した前処理設備を兵庫県佐用町奥海浄水場に納入し、安定した水質が確保されていることを追跡調査でも確認しています。

浄水場は改築更新の時代を迎え、更新に適した機器や維持管理性の良い機器の開発が求められています。沈殿池機械や急速ろ過設備機器の開発を強化し、時代のニーズにこたえていきます。令和4年4月、レシプロ式汚泥掻き寄せ機と高濃度排泥装置の組み合わせ技術が水道技術研究センター「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集（Aqua-LIST）」に掲載されました。維持管理業務の効率化と高濃度排泥技術が評価されたものです。

また、近年話題となっているAI技術の浄水場への適用として、処理工程への画像診断、水質予測への応用を中央大学、北海道科学大学との共同研究による開発や神奈川県某所浄水場で浄水場の実データをもとに前塩素注入率を予測するAIモデル開発、水中ドローンを使った調査の実証研究を進めています。

下水道分野では、高知大学、日本下水道事業団、前澤工業の共同研究にて開発した「OD法における二点D0制御システム」は平成26年度に地方共同法人日本下水道事業団の新技術 類に登録され、平成27年度に、国土交通大臣賞〈循環のみち下水道賞〉のグランプリ、及び公益社団法人日本水環境学会の技術賞を受賞しました。「OD法における二点D0制御システム」は、令和2年度に笠間市浄化センターともべ、糸魚川市青海浄化センターの増設工事、令和3年度に宮崎県三股市三股中央浄化センター、岡山県真庭市落合浄化センターの更新工事が完成し、今年度末の完成を目指した福岡県内での更新工事も進行中です。また、二点D0制御技術を応用した「高効率固液分離技術と二点D0制御を用いた省エネ型水処理技術の実証事業」（国土交通省B-DASHプロジェクト - 国土交通省より平成29年3月にガイドラインとして発刊）は、脱炭素に貢献できる省エネ型高度処理として共同研究を行った(株)石垣とともに販売を展開中です。

平成29年3月に公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を取得し、販売契約を結んでいるアトラスコプロ(株)社製のZSブロウは、平成30年度に延岡市一ヶ岡下水処理場、令和3年度に佐賀県伊万里市に納入し、昨年度に福岡県、長崎県で新たにブロウを受注しました。更に前澤工業(株)、日本下水道事業団、埼玉県との共同研究として圧力が高い場合でも運転可能であるZSブロウの特徴を活かし、脱炭素への削減効果が期待できる技術として深槽曝気システムが今年度の国土交通省のB-DASHプロジェクトとして採択され、埼玉県の新河岸川水循環センターの反応タンクを改造した実証設備の建設が予定されています。

当社の得意とする沈砂池設備では省エネルギー化や高性能化を目的に、揚砂装置、ユニット型除塵機、沈砂分離機（エスカルゴ）、し渣分離脱水機等の開発や改良も実施しております。

新たな膜分離活性汚泥法（MBR）として「仕切板挿入型MBR（B-MBR）」を北海道大学及び中央大学との共同研究で開発を進めています。令和元年7月より国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の戦略的省エネルギー技術革新プログラムの助成事業として埼玉県中川水循環センターに大型実験設備を建設し、検証を行い

ました。本技術の成果を令和3年度に従来のMBRに比較し、消費電力量が約50%削減可能な省エネ型水処理技術としてNEDOに研究報告書を提出しました。引き続き、実施設計に向けたデータ収集の継続調査を行っています。

2050年脱炭素化社会に向けては、従来の下水処理方式に替わる次世代の処理システムを基礎研究レベルで実用化製品化の可能性を探っていきます。

水質試験分野では、分析センターの水質分析精度管理を向上させることによって、高い評価を受けております。水道法第20条に基づく登録水質検査機関として、また、クリプトスポリジウムの検査機関として高い信頼を得ております。また、環境計量証明事業者として、下水や工場排水等の分析業務も行っております。水質検査は、水処理システムの運転・維持管理のための評価判定指標のひとつとして重要な位置づけであり、今後も精度管理を徹底し、新たな分析手法・項目に挑戦してまいります。

このセグメントの研究開発費は390百万円であります。

(2) バルブ事業

バルブ事業では、引き続き「持続可能な上下水道」および「次世代水道・新世代下水道」をキーワードにバルブ・ゲート関連の開発を行っています。

水道事業における課題解決策の一つにCPS(Cyber Physical System)/IoT(Internet of things)技術があります。この技術に対応した製品を目標として、水道管路内の情報を収集し、CPSに連系できる製品の開発を継続しており、フィールド試験も予定しております。

この他に環境負荷低減に向けたコア技術の確立と工事費の削減に寄与する製品開発に取り組んでおります。材料の開発においても、製品の耐用年数を向上させる新素材について大学との共同研究を継続しております。

このセグメントの研究開発費は100百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において総額486百万円の設備投資を実施しました。

セグメント別の主な設備投資は、パルプ事業において、木型・金型の更新107百万円の設備投資を実施しました。

当連結会計年度において、生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却、滅失はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
アクアテクノセンター (埼玉県川口市)	環境事業 パルプ事業 全社	設計、工事、 販売統括設備	586	60	48 (5,605)	164	860	303
埼玉製造所 (埼玉県幸手市)	パルプ事業	弁栓、門扉、機 械装置製造設備	1,101	846	3,297 (92,011) [961]	295	5,540	230
環境R & D推進室 (埼玉県川口市、幸手 市)	環境事業	研究開発	105	1		67	174	25
営業店・営業所								
本店・東京支店 (東京都中央区)	全社	販売設備	1			1	3	21
大阪支店 (大阪市淀川区)	全社	販売設備	1			1	2	37
名古屋支店 (名古屋市中区)	全社	販売設備	1			1	3	13
東北支店他6事業所 (宮城県仙台市他)	全社	販売設備	6			4	11	94
厚生施設 (埼玉県上尾市)	全社	その他の設備	60		215 (1,435)	1	278	
その他 (北海道土幌町、栃木 県那須町他)	環境事業 全社	その他の設備	7	1	17 (4,620)	9	36	

(注) 1 帳簿価額のうち、「その他」は、工具、器具及び備品であります。

2 上記中土地欄の[外書]は、連結会社以外からの賃借設備[面積㎡]であります。

3 環境R & D推進室の土地・建物は一部を除き、アクアテクノセンター及び埼玉製造所に含まれております。

(2) 国内子会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱前澤エンジニア リングサービス (埼玉県川口市他)	メンテナンス 事業	設計、工事、 販売統括、販売 設備	6			4	11	298

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和4年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年8月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内 容
普通株式	21,425,548	21,425,548	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株で あります。
計	21,425,548	21,425,548		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成8年5月15日(注)	600,000	21,425,548	813	5,233	813	4,794

(注) 有償一般募集
 発行価格2,710円、資本組入額1,355円

(5) 【所有者別状況】

令和4年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		17	23	60	62	9	4,612	4,783	
所有株式数(単元)		42,495	3,209	50,049	7,011	173	111,194	214,131	12,448
所有株式数の割合(%)		19.84	1.49	23.37	3.27	0.08	51.92	100.00	

- (注) 1 自己株式2,863,332株は「個人その他」の欄に28,633単元および「単元未満株式の状況」の欄に32株含まれております。
2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,616	8.70
公益財団法人前澤育英財団	東京都中央区新川1丁目5番17号	1,287	6.93
前澤工業取引先持株会	埼玉県川口市仲町5番11号	1,249	6.72
前澤化成工業株式会社	東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号	1,229	6.62
前澤給装工業株式会社	東京都目黒区鷹番2丁目14番4号	1,198	6.45
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	721	3.88
株式会社大成機工インターナショナル	大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号2700	641	3.45
重田 康光	東京都港区	582	3.13
吉田 知広	大阪府大阪市淀川区	520	2.80
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	459	2.47
計		9,504	51.20

- (注) 上記のほか、自己株式が2,863千株あります。なお、自己株式には「株式給付信託(BBT)」制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式432千株は含まれておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,863,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,549,800	185,498	
単元未満株式	普通株式 12,448		
発行済株式総数	21,425,548		
総株主の議決権		185,498	

- (注) 1 単元未満株式には当社所有の自己株式32株が含まれております。
2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、500株(議決権5個)含まれております。
3 「完全議決権株式(その他)」の欄には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式432,500株(議決権の数4,325個)が含まれております。なお、当該議決権の数4,325個は、議決権不行使となっております。

【自己株式等】

令和4年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 前澤工業株式会社	東京都中央区新川 1丁目5番17号	2,863,300		2,863,300	13.36
計		2,863,300		2,863,300	13.36

(注) 「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式432,500株は、上表の自己株式等には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(株式給付信託(BBT))

当社は、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT (= Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)および取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役(社外取締役を除きます。)(以下、総称して「対象役員」といいます。)の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものです。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社および当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

株式給付信託(BBT)に取得させる予定の株式の総数

当連結会計年度末における当社株式の株式数は、432,500株となります。

株式給付信託（BBT）による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該受益者に付与されたポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづく取得

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
取締役会（令和3年7月6日）での決議状況 （取得期間 令和3年7月27日～令和4年1月31日）	400,000	320
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	400,000	288
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（%）		

（注）当期間における取得自己株式には、令和4年8月1日から有価証券報告書提出日までの株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
当事業年度における取得自己株式	398	0
当期間における取得自己株式		

（注）当期間における取得自己株式には令和4年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2,863,332		2,863,332	

(注) 1 当期間における保有自己株式数には、令和4年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の買取りによる株式数及び単元未満買取りによる株式数は含まれておりません。

2 「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式432,500株は、上表の自己株式等には含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

配当につきましては、中長期的な配当性向の目安を30%としておりますが、当該年度および今後の業績、財務状況等を勘案し、継続的に配当を行いたいと考えております。

当期の期末配当金につきましては、会社の利益配分に関する基本方針および安定的な配当を考慮し、1株当たり12円とさせていただきます。既に中間配当金として1株当たり12円の配当を実施いたしておりますので、これにより、年間で1株当たり24円となります。

内部留保した資金につきましては、経営基盤の充実ならびに将来の事業展開に活用し、将来的な収益の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当および期末配当の年2回を基本としておりますが、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
令和4年1月13日 取締役会決議	222	12
令和4年8月30日 定時株主総会決議	222	12

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「水とともに躍進し、人間らしさを求め、社会に貢献できる魅力ある企業」を経営理念とし、持続的な事業発展による企業価値の向上を図り、企業としての社会的使命を果たすことをめざしております。

当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ・株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ・取締役会および監査役、監査役会は、戦略的な方向付けを行うこと、適切なりスクテイクを支える環境整備を行うこと、客観的な立場から実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たす。
- ・中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

企業統治の体制の概要

イ 取締役会

取締役会は、令和4年8月30日現在で社外取締役3名を含む9名で構成され、毎月1回定例にて開催されるほか必要に応じて随時開催しており、法令もしくは定款に定められた事項、経営に関する重要な事項など、経営上の意思決定を行っております。なお、原則として監査役4名が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、代表取締役以下、取締役の職務執行の監督を行っております。

構成員：宮川多正（議長、代表取締役社長）、松原正（取締役会長）、濱野茂樹（常務取締役）、神田礼司（常務取締役）、前田司（取締役）、手塚正三（取締役）、安部公己（社外取締役）、園山佐和子（社外取締役）、細田隆（社外取締役）

ロ 監査役会

当社では監査役制度を採用しており、監査役会は、令和4年8月30日現在で社外監査役3名を含む監査役4名で構成され、毎月1回定例にて開催されるほか必要に応じて随時開催しており、監査役会で定めた監査の方針や職務の分担等に従い、監査役は取締役の職務執行の監査を実施しております。また、独立的な立場や専門的な見地から監査を実施することにより、監査の充実が図られております。さらに、監査役会、社内監査部門および会計監査人の三者は、定期的に情報交換や意見交換などの連携を図っており、それぞれの監査の実効性を確保しております。

構成員：大河原昭男（議長、常勤監査役）、笠松重保（社外監査役）、武内正一（社外監査役）、御山義明（社外監査役）

ハ 指名・報酬諮問委員会

取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しております。

・指名諮問委員会

構成員：安部公己（議長、社外取締役）、園山佐和子（社外取締役）、細田隆（社外取締役）、宮川多正（代表取締役社長）、松原正（取締役会長）

・報酬諮問委員会

構成員：細田隆（議長、社外取締役）、安部公己（社外取締役）、園山佐和子（社外取締役）、宮川多正（代表取締役社長）、松原正（取締役会長）

二 独立社外役員会議

当社の独立社外役員が取締役会および監査役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換・認識共有をすることを目的として、独立社外役員会議を設置しております。

構成員：安部公己（議長、社外取締役）、園山佐和子（社外取締役）、細田隆（社外取締役）、笠松重保（社外監査役）、武内正一（社外監査役）、御山義明（社外監査役）

ホ 執行役員制度

経営上の意思決定、業務執行の監督と業務執行を分離し、経営のスリム化、業務執行の強化と責任の明確化を実現するために、執行役員制度を導入しております。

ヘ 経営会議

法令により取締役会における決議事項とすることが定められている事項、ならびに重要性および性質等により取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項の取締役会への上程の決定、および取締役会において定めた決裁基準により代表取締役社長ら業務執行取締役に委任されている個別具体的な業務執行の決定することを目的として、経営会議を設置しております。

構成員：宮川多正（議長、代表取締役社長）、松原正（取締役会長）、濱野茂樹（常務取締役）、神田礼司（常務取締役）

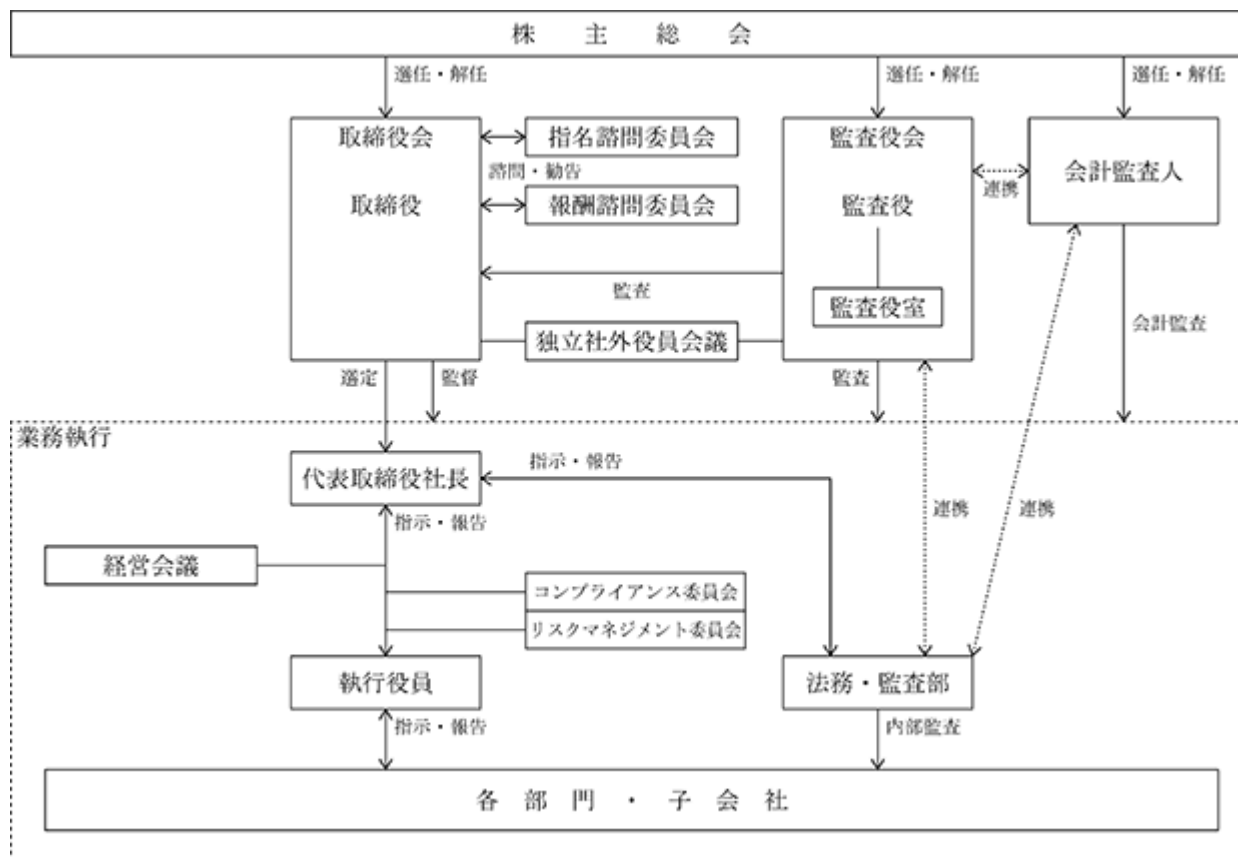
ト コンプライアンス委員会

社内遵法体制推進の最高機関として、当社活動の法令との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、役職員への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等にあたるためコンプライアンス委員会を設置しております。

チ リスクマネジメント委員会

社内リスクマネジメント体制推進の最高機関として、危機管理に関する事項を分掌業務とする法務監査部が職制により把握した事案をはじめ、リスク管理規程記載の事業リスクを合理的かつ最適な方法で管理するためリスクマネジメント委員会を設置しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、下記のとおりです。



当該企業統治体制を採用する理由

当社は、意思決定の透明性・公正性を確保するため、監査役会設置会社を採用しております。監査役4名のうち3名を社外監査役としており、独立的な立場や専門的な見地から監査を実施することにより、監査の充実を図っております。また、取締役のうち3名を社外取締役とすることにより、取締役会による業務執行の監督の強化を図っております。

当社にとりまして、本コーポレート・ガバナンス体制が有効であると考えております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針は以下のとおりであります。

（１）内部統制システムに係る基本方針

当社および子会社から成る企業集団は、業務の適正と効率を確保するために必要な体制（以下、内部統制システムという）が適正に整備、運用されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、会社法、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所が定める上場ルール、ならびに企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等に基づき、以下のとおり、内部統制システムに係る基本方針を定め、この方針の下で同システムの整備、運用を図っております。

当社および子会社から成る企業集団は、社会経済情勢その他環境の変化に応じて適時適切に見直しを行い、その充実に努めてまいります。

１．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

（ア）当社は、取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範（私たちの行動ルール）を浸透させる。

当社は、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、代表取締役社長および役付取締役、社外の弁護士を以って社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに当社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。

当社は、コンプライアンス委員会事務局である法務・監査部（法務担当）に、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（イ）当社は、内部監査規程に基づき、法務・監査部（監査担当）に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施させ、その結果を代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（ウ）当社は、取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて代表取締役社長および取締役に報告させ、あわせて遅滞なく監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（エ）当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経ずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。

（オ）監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを管理する。

なお、保存中の当該情報は閲覧謄写可能な状態を維持する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

（ア）当社は、当社の業務執行に係るリスクに係る合理的な管理体制として、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程とするリスクマネジメント委員会を設置する。

同委員会は、代表取締役社長および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する。

- (イ) 当社は、経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザーチームと連携し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
- (ア) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- 取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議規程に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、その過程を経て取締役会に対し当該事項を議案として上程する。
- 取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。
- また、取締役会では、定期的に取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。
- (イ) 当社は、取締役会の決定事項について、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的に執行を図る。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）
- 5-1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
- 取締役は、子会社において、不正の行為または法令および当該子会社の定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長および取締役会に報告し、あわせて遅滞なく監査役に報告する。
- 5-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会に、子会社の業務執行に係るリスクを含めた、合理的なリスク管理体制としての機能を持たせ、企業価値の向上、事業の持続性に資する体制を構築する。
- (イ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザーチームと連携し、迅速な対応を行い、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
- 5-3. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 当社は、子会社が子会社の取締役会規程に基づき、子会社取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することを以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- 子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得る。この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。
- また、子会社取締役会では、定期的に子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。
- (イ) 当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行う。
- 5-4. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (ア) 当社は、子会社の取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範（私たちの行動ルール）を浸透させる。
- 当社は、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社取締役全員を以って構成する社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに子会社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重

視する企業風土を醸成する。当社は、法務・監査部（法務担当）に、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（イ）当社は、内部監査規程に基づき、法務・監査部（監査担当）に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施させ、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（ウ）当社は、子会社の取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて当社代表取締役社長および当社監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（エ）当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。

（オ）当社および子会社監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、子会社の取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（ア）当社は、コーポレートガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置する。

（イ）監査役室のすべての活動は、監査役下命によるものであり、取締役の指揮命令系統から独立する。

（ウ）監査役室所属員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に際しては監査役の同意を要する。

7. 監査役への報告に関する体制

7-1. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

（ア）当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課す。取締役は、取締役会においてもあわせて監査役に対しての報告の機会をもつ。上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

（イ）当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役への適切な報告を確保する。

7-2. 子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

（ア）当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課す。

子会社取締役は、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対する報告の機会があり、当該子会社監査役を通じて当社監査役へ報告することもできる。

上記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役、監査役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

（イ）当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役への適切な報告を確保する。

7-3. 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない。）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が法令および監査役監査基準に基づく監査役の職務を執行することで生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でないことを証明しない限り、これを負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査の実効性を高めるため、監査役による取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）からの個別ヒヤリングの機会、ならびに、監査役による代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門のそれぞれとの間の定期的な意見交換の機会を設ける。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

(ア) 当社は、金融商品取引法および内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。

(イ) 取締役会は、それらが適切に整備および運用されていることを監督する。

(ウ) 監査役は、それらの整備および運用状況を監視し検証する。

11. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

(ア) 当社および子会社から成る企業集団は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断する。

(イ) 当社および子会社から成る企業集団は、当社法務・監査部（法務担当）を反社会的勢力との関係遮断のための統括部署とし、マニュアルの策定、研修を実施させ、発生事案については、当事者部署と連係し臨機に対応させる。

加えて、各営業店等に暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、連係を図る。

(ウ) 当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力による不当要求につき、適切な拒絶、排除対応を図るため、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、情報の共有を図る。

(2) 当社における基本方針の運用状況の概要

当社および子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムにおける当期（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の運用状況は、以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社は、取締役および使用人に対し、企業行動規範（私たちの行動ルール）を、コンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。

また、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、コンプライアンス委員会を2カ月に1回以上定例的に開催しており、当期は7回開催した。

コンプライアンス委員会事務局である法務・監査部（法務担当）は、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たしており、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握に努めている。

法務・監査部（監査担当）は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役社長、取締役会、監査役会へそれぞれ報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。

加えて、当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経さずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを適正に管理している。

加えて、保存中の当該情報を閲覧謄写可能な状態で適正に維持している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として、リスクマネジメント委員会を2カ月に1回以上定例的に開催しており、当期は9回開催した。

同委員会は、代表取締役社長および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する議論を展開している。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当期は16回開催した。

取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議規程に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、取締役会に対し当該事項を議案として上程している。

その過程を経て、取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。

また、取締役会では、定期的に取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。

取締役会の決定事項については、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的にその執行を図っている。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

5-1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしている。

5-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会において、子会社の業務執行に係るリスクも含めて取り扱うことにより、合理的なリスク管理体制を構築している。

5-3. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の取締役会規程に基づき、月1回定時のほか、必要に応じた適宜臨時も含めて当期16回の子会社取締役会の開催を以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保している。

子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得ることとし、この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。

また、子会社取締役会では、定期的に子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。

当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行っている。

5-4. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の取締役および使用人に対し、企業行動規範（私たちの行動ルール）を、コンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。

また、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社においてもコンプライアンス委員会を開催しており、当期は5回開催した。

当社法務・監査部（法務担当）は、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱い、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然

防止と早期の問題事案把握に努めている。

当社法務・監査部（監査担当）は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。

加えて、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、コーポレートガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置している。

監査役室のすべての活動は、監査役下命によるもので、取締役の指揮命令系統から独立しており、当該監査役室所属員の人事異動・人事評価等は、その都度、監査役の同意手続を経ている。

7．監査役への報告に関する体制

7-1．取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課している。

加えて、取締役が、取締役会においてもあわせて監査役に対して報告する機会を確保しており、監査役がいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる体制も確保している。

また、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役へ適切に報告する体制を確保している。

7-2．子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課している。

加えて、子会社取締役が、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対して報告する機会を確保しており、当該子会社監査役を通じて当社監査役に報告することができ、かつ、当社監査役がいつでも必要に応じて、子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して報告および説明を求めることができる体制も確保している。

また、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役へ適切に報告する体制を確保している。

7-3．監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしていない。

8．監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生じる費用を支弁するための相当額を年度予算に計上しており、監査役が法令および監査役監査基準に基づき執行される監査役職務で生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負

担した債務の弁済につき、その費用等が監査役職務の執行に必要なことを証明しない限り、これを適正に負担している。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役（会）が定期的および随時に実施する取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）に対する個別ヒヤリングならびに定期的実施する代表取締役社長との意見交換につき、全面的に協力している。

また、監査役および子会社監査役・会計監査人・内部監査部門（法務・監査部（監査担当））との三様監査体制を通じて、監査役監査が実効的に行われるよう適正に対応している。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の有効性評価活動管理規程に基づき、内部統制評価委員会を定例的に開催しており、当期は9回開催した。

同委員会は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制の整備と運用の状況について、厳格な評価を実施している。

当該評価結果等については、金融商品取引法上の監査人による監査および取締役会による検証、監査役監査を経て、法令所定の手続きにより、内部統制報告書として適正に開示している。

11. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力対応の組織的対処のための統括部署を当社法務・監査部（法務担当）とし、各営業店等には暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、緊密な連係体制を構築している。

当社法務・監査部（法務担当）は、当社および子会社から成る企業集団の各部門部署に対して、不当要求対策のマニュアルを提供するとともに、実務者研修を実施し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断している。

当社法務・監査部（法務担当）は、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、反社会的勢力に関する情報の共有を適正に図っている。

ロ 責任限定契約の内容の概要

取締役 安部公己、園山佐和子、細田隆、常勤監査役 大河原昭男、監査役 笠松重保、武内正一、御山義明の各氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

ハ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役の全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

また、補償の要否およびその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。

ニ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主代表訴訟等の訴訟が提起された場合に、被保険者が負担することとなる争訟費用および第三者に対する損害賠償金等の損害を填補することとしております。

ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって補填されないなど一定の免責事由があります。

また、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ホ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

ヘ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

ト 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。

また、当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

チ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 代表取締役	宮川 多正	昭和34年6月8日生	昭和58年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業管理部長 平成21年4月 当社管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 平成22年6月 当社執行役員 管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 平成25年8月 当社取締役 経営管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 兼安全管理室担当 平成26年4月 当社取締役 経営管理本部人事部長 兼業務管理部長 兼総務部、安全管理室担当 平成27年1月 当社取締役 事業統括本部埼玉製造所長 平成27年4月 当社取締役 事業統括本部埼玉製造所長兼 業務部長 平成29年4月 当社取締役 事業統括本部埼玉製造所長 平成29年8月 当社上席執行役員 事業統括本部埼玉製造所長 平成30年4月 当社上席執行役員 パルプ事業本部副本部長 兼埼玉製造所長 兼製造企画室長 平成31年4月 当社上席執行役員 管理本部長 令和元年8月 当社常務取締役 管理本部長 兼経営企画室、安全品質統括部担 当 令和2年8月 当社専務取締役 管理本部長 令和3年8月 当社代表取締役社長(現)	(注)3	28

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	松原 正	昭和30年9月23日生	昭和53年4月 当社入社 平成15年4月 当社環境事業本部環境システム事業部下水道営業部長 平成16年4月 当社環境事業本部環境システム事業部下水道営業部長 兼環境事業本部国際部長 平成17年4月 当社環境事業本部環境システム事業部長 兼環境プラント営業部長 兼環境事業本部国際部長 平成17年6月 当社執行役員 環境事業本部環境システム事業部長 兼環境プラント営業部長 兼環境事業本部国際部長 平成18年8月 当社取締役 環境事業本部環境システム事業部長 兼環境プラント営業部長 兼環境事業本部国際部長 平成18年9月 当社取締役 営業統括本部環境システム事業部長 兼国際部長 平成19年2月 当社代表取締役社長 令和3年8月 当社代表取締役会長 令和4年8月 当社取締役会長(現)	(注)3	60
常務取締役 バルブ事業本部長	濱野 茂樹	昭和36年1月3日生	昭和58年4月 当社入社 平成11年4月 当社西部支社広島営業所長 平成16年9月 当社大阪支店長 平成19年4月 当社営業統括本部環境システム事業部長 兼国際部長 平成20年4月 当社環境事業本部環境システム事業部長 平成20年6月 当社執行役員 環境事業本部環境システム事業部長 平成21年4月 当社執行役員 環境事業本部建設事業部長 兼調達部長 平成22年8月 当社取締役 環境事業本部建設事業部長 兼調達部長 平成23年8月 当社取締役 環境事業本部副本部長 兼建設事業部長 兼調達部長 平成25年8月 当社取締役 事業統括本部副本部長(環境事業担当) 平成27年7月 (株)前澤エンジニアリングサービス 常務取締役 平成31年4月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼環境ソリューション事業部長 令和2年4月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 令和2年8月 当社常務取締役 バルブ事業本部長(現)	(注)3	41

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 経営企画室、管理本部、 安全品質統括部担当	神田 礼司	昭和38年3月18日生	平成25年4月 当社入社 管理本部経理部長 兼経営企画室部長 平成25年8月 当社経営管理本部経理部長 兼経営企画室部長 平成27年6月 当社執行役員 経営管理本部経理部長 兼経営企画室部長 平成29年9月 当社上席執行役員 経営管理本部経営企画室長 兼経理部長 平成30年4月 当社上席執行役員 管理本部副本部長 兼経営企画室長兼経理部長 令和2年4月 当社上席執行役員 管理本部副本部長 兼経営企画室長 令和2年8月 当社取締役 経営企画室長 令和3年8月 当社常務取締役 経営企画室長 兼管理本部担当 令和4年8月 当社常務取締役 経営企画室、管理本部、安全品質 統括部担当(現)	(注)3	5
取締役 環境事業本部長 兼海外推進室担当	前田 司	昭和32年8月6日生	平成15年10月 当社入社 平成19年4月 当社中国支店長 平成22年6月 当社大阪支店長 平成25年6月 当社執行役員 大阪支店長 平成30年9月 当社上席執行役員 大阪支店長 兼営業店営業強化担当 令和2年4月 当社上席執行役員 東京支店長 兼営業店営業強化担当 令和3年8月 当社取締役 環境事業本部長 兼海外推進室担当(現)	(注)3	13

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 バルブ事業本部副本部長 兼埼玉製造所長 兼製造部長	手塚 正三	昭和36年2月16日生	昭和59年4月 当社入社 平成22年6月 当社バルブ事業本部埼玉製造所購買部長 平成23年4月 当社バルブ事業本部埼玉製造所製造部長 平成25年6月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所製造部長 平成25年8月 当社執行役員 事業統括本部埼玉製造所副所長 兼製造部長 平成26年4月 当社執行役員 事業統括本部埼玉製造所副所長 兼業務部長 平成27年1月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長 兼業務部長 平成27年4月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長 兼製造部長 平成28年4月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長 兼製造部長 兼購買部長 平成29年4月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長 兼製造部長 兼製造部長 平成29年9月 当社執行役員 事業統括本部埼玉製造所副所長 兼製造部長 兼製造部長 平成30年4月 当社執行役員バルブ事業本部埼玉製造所副所長兼製造部長 平成30年4月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造企画室長 兼製造部長 令和2年4月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長兼製造企画室長 令和3年7月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造企画室長 兼製造部長 令和3年9月 当社上席執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造企画室長 兼製造部長 令和4年4月 当社上席執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造部長 令和4年8月 当社取締役 バルブ事業本部副本部長 兼埼玉製造所長 兼製造部長(現)	(注)3	5

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	安部公己	昭和37年2月15日生	平成4年4月 平成7年7月 平成18年8月 平成27年8月	弁護士登録 安部公己法律事務所所長(現) 当社監査役 当社取締役(現)	(注)3	24
取締役	園山佐和子	昭和44年8月5日生	平成4年4月 平成19年9月 平成21年6月 平成25年11月 平成27年7月 平成30年4月 令和元年8月 令和2年8月	国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社 弁護士登録 影山法律特許事務所入所 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事(現) 佐藤法律会計事務所入所(現) 東京家庭裁判所調停委員 当社監査役 当社取締役(現)	(注)3	0
取締役	細田隆	昭和30年4月28日生	昭和54年4月 平成8年7月 平成18年7月 平成20年7月 平成22年7月 平成23年4月 平成25年4月 平成25年6月 平成26年7月 平成28年3月 平成28年6月 令和元年10月 令和2年7月 令和3年8月 令和4年3月	大蔵省(現財務省)入省 大臣官房企画官兼京都大学教授 中小企業金融公庫理事 総務省大臣官房審議官(自治財政局地方公営企業担当) 名古屋税関長 独立行政法人住宅金融支援機構理事 財務省大臣官房審議官(大臣官房担当) 東京税関長 関東財務局長 弁護士登録 株式会社トマト銀行代表取締役副社長 Y & P法律事務所入所(現) 株式会社口ココ社外監査役(現) 当社取締役(現) 株式会社JPMC社外取締役(現)	(注)3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	大河原昭男	昭和35年1月17日生	平成6年9月 当社入社 平成12年6月 当社東部支社新潟営業所長 平成16年3月 当社名古屋支店長 平成19年4月 当社民需事業本部産業環境事業部 産業施設営業部長 平成20年4月 当社民需事業本部産業環境事業部 産業施設営業部長 兼国際部長 平成21年4月 当社環境事業本部環境ソリュー ション事業部環境営業部長 兼国際部長 平成24年4月 当社環境事業本部環境ソリュー ション事業部第五部・M I E X戦 略推進部長 兼海外推進室部長 平成26年4月 当社事業統括本部環境ソリュー ション事業部第一部長 兼海外推進室部長 平成27年4月 当社事業統括本部環境ソリュー ション事業部副事業部長(官需担 当) 兼海外推進室部長 平成27年6月 当社執行役員 事業統括本部環境ソリューション 事業部副事業部長(官需担当) 兼海外推進室部長 平成28年4月 当社執行役員 事業統括本部バルブ事業部副事業 部長 兼バルブ民需営業部長 兼海外推進室部長 平成28年6月 当社執行役員 事業統括本部バルブ事業部長 兼バルブ民需営業部長 兼海外推進室部長 平成29年4月 当社執行役員 事業統括本部バルブ事業部長 兼バルブ営業部長 兼海外推進室部長 平成30年4月 当社執行役員 バルブ事業本部バルブ事業部長 兼海外推進室部長 令和元年8月 当社監査役(現)	(注)4	15
監査役	笠松重保	昭和27年4月10日生	昭和51年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社 三菱UFJ銀行)入社 平成22年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社専務取締役 平成24年6月 株式会社パスコ社外監査役 平成27年8月 当社監査役(現)	(注)4	27

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	武内 正一	昭和38年6月15日生	平成4年10月 平成10年3月 平成12年1月 平成12年1月	青山監査法人(現PWCあらた有限責任監査法人)入社 公認会計士登録 税理士登録 武内公認会計士税理士事務所所長(現) 当社監査役(現) 大豊建設株式会社社外監査役(現)	(注)5	7
監査役	御山 義明	昭和49年2月25日生	平成11年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年6月 平成25年6月 令和2年8月	弁護士登録 清水直法律事務所入所 日本弁護士連合会代議員 東京弁護士会常議委員 東京弁護士会倒産法部会執行部 御山義明法律事務所所長(現) 技研興業株式会社社外監査役 当社監査役(現)	(注)6	0
計						230

- (注)1 取締役安部公己、園山佐和子、細田隆は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注)2 監査役笠松重保、武内正一、御山義明は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注)3 取締役の任期は令和4年5月期に係る定時株主総会終結の時から令和5年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注)4 監査役大河原昭男、笠松重保の任期は、令和元年5月期に係る定時株主総会終結の時から令和5年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注)5 監査役武内正一の任期は、令和2年5月期に係る定時株主総会終結の時から令和6年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注)6 監査役御山義明の任期は、令和2年5月期に係る定時株主総会終結の時から令和5年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注)7 取締役安部公己、園山佐和子、細田隆、監査役笠松重保、武内正一、御山義明は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- (注)8 当社は、執行役員制度を導入しており、9月1日付の各執行役員は次のとおりであります。
- 上席執行役員 井上 照孝 法務・監査部長
 上席執行役員 菊地 和信 管理本部長兼人事部長
 上席執行役員 瀬尾比良久 環境事業本部副本部長兼プラント建設事業部長
 兼上水施設部長兼安全品質統括部長
 上席執行役員 都倉 剛 環境事業本部環境ソリューション事業部長兼環境プロジェクト管理室長
 執行役員 中谷 啓司 管理本部総務部長
 執行役員 海野 隆輝 パルプ事業本部パルプ事業部長
 執行役員 大澤 裕志 環境事業本部環境R&D推進室長
 執行役員 田中 明広 経営企画室長

社外役員の状況

当社の社外取締役、社外監査役は各3名であります。当社が定める社外役員の独立性に関する基準の「独立役員認定基準」(注)により、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく独立性を有していると考え、社外役員として選任しております。

社外取締役安部公己氏は、安部公己法律事務所所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。社外取締役園山佐和子氏は、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事および佐藤法律会計事務所弁護士を兼務しておりますが、同協会および同事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。社外取締役細田隆氏は、Y&P法律事務所弁護士、株式会社ロココ社外監査役および株式会社JPMC社外取締役を兼務しておりますが、同事務所および両社と当社との間に特別の利害関係はありません。社外監査役武内正一氏は、武内公認会計士税理士事務所所長および大豊建設株式会社社外監査役を兼務しておりますが、同事務所および同社と当社との間に特別の利害関係はありません。社外監査役御山義明氏は、御山義明法律事務所所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役が、取締役会において、企業社会一般の価値観や社内の発想とは異なる視点など、独立した立場からの意見を述べることにより、客観性が保たれるものと考えております。また、社外監査役が、専門的、豊富な経験と高い見識に基づき、独立した立場から監査を行うことにより、客観性が保たれるものと考えております。

社外取締役安部公己氏は、当期開催の取締役会16回全てに出席し、弁護士としての長年の経験と豊富な知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。社外取締役園山佐和子氏は、当

期開催の取締役会16回全てに出席し、弁護士としての経験と専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。社外取締役細田隆氏は、当期開催の取締役会16回のうち、取締役就任後に開催された取締役会11回全てに出席し、財政・金融分野での豊富な経験と知見とともに、会社経営の責任を担った経験も有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。社外監査役笠松重保氏は、当期開催の取締役会16回全てに、監査役会15回全てに出席し、必要に応じ経営的な見地から発言を行っております。社外監査役武内正一氏は、当期開催の取締役会16回のうち15回に、監査役会15回のうち14回に出席し、必要に応じ公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。社外監査役御山義明氏は、当期開催の取締役会16回全てに、監査役会15回全てに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注)「独立役員認定基準」(令和2年8月29日施行)

当社は、当会社の社外取締役または社外監査役のうち、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を当会社および当会社の経営陣から独立した存在(以下、「独立役員」という。)であると認定する基準を次のとおり定める。

1. 当会社において、独立役員であるというためには、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者、または、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者でなければならない。
2. 当会社において、独立役員であるというためには、上記1を満たす者であって、かつ、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1)社外取締役

類 型	該当要件
親会社(注1)	現在または過去10年間に親会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 現在または過去10年間に親会社の取締役、執行役、支配人その他の重要(注2)な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
当会社	現在または過去5年間に当会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要(注2)な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
子会社	現在または過去5年間に子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要(注2)な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
兄弟会社(注3)	現在または過去10年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 現在または過去10年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要(注2)な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
主要な取引先(注4)	現在または過去5年間に主要な取引先である者(個人の場合) 現在または過去5年間に主要な取引先(法人、組合等の団体の場合)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または (重要(注2)な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族
専門家(注6)	現在または過去5年間に当会社から多額(注5)の報酬等を得ている専門家である者 上記 (重要(注2)な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族
寄付または助成を受けている者	現在または過去5年間に当会社から多額(注5)の寄付または助成を受けている者(個人の場合) 現在または過去5年間に当会社から多額(注5)の寄付または助成を受けている者(法人、組合等の団体の場合)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または (重要(注2)な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族
主要株主(注7)	現在または過去10年間に当会社の主要株主である者(個人の場合) 現在または過去10年間に当会社の主要株主(法人、組合等の団体の場合)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または (重要(注2)な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族

類 型	該当要件
会計監査人	現在または過去5年間に当会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは使用人である者 上記（重要（注2）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
相互就任者（注8）	現在または過去5年間に相互就任者である者 上記（重要（注2）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族

(2)社外監査役

類 型	該当要件
親会社（注1）	現在または過去10年間に親会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人である者 現在または過去10年間に親会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の重要（注2）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
当会社	現在または過去5年間に当会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の重要（注2）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
子会社	現在または過去5年間に子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の重要（注2）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
兄弟会社（注3）	現在または過去10年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 現在または過去10年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要（注2）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
主要な取引先（注4）	現在または過去5年間に主要な取引先である者（個人の場合） 現在または過去5年間に主要な取引先（法人、組合等の団体の場合）の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または（重要（注2）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
専門家（注6）	現在または過去5年間に当会社から多額（注5）の報酬等を得ている専門家である者 上記（重要（注2）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
寄付または助成を受けている者	現在または過去5年間に当会社から多額（注5）の寄付または助成を受けている者（個人の場合） 現在または過去5年間に当会社から多額（注5）の寄付または助成を受けている者（法人、組合等の団体の場合）の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または（重要（注2）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
主要株主（注7）	現在または過去10年間に主要株主である者（個人の場合） 現在または過去10年間に当会社の主要株主（法人、組合等の団体の場合）の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または（重要（注2）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
会計監査人	現在または過去5年間に当会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは使用人である者 上記（重要（注2）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
相互就任者（注8）	現在または過去5年間に相互就任者である者 上記（重要（注2）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族

3. 当会社において、独立役員であるというためには、その他、当会社の一般株主全体との間で上記1および2により考慮されている事由以外の事情においても恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない者であることを要する。

(注記)

注1・・・「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する会社をいう。なお、現在、当会社には該当する親会社は無い。

注2・・・「重要」に該当する者とは、取締役、執行役、支配人および部長級以上の部門責任者等をいう。

注3・・・「兄弟会社」とは、当会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。なお、現在、当会社には該当する兄弟会社は無い。

注4・・・「主要な取引先」は以下のとおりとする。

当会社を「主要な取引先」とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上または1億円以上の金額の支払いを当会社から受けた者をいう。

当会社が「主要な取引先」とする者とは、当会社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の金額の支払いを当会社に行っている者、または当会社が借入れをしている金融機関

であって、直近事業年度末における当会社の当該金融機関からの借入額が、当会社の連結総資産の2%以上の金額になる者をいう。

注5・・・「多額」とは、年間1,000万円以上とする。

注6・・・「専門家」とは、コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士等をいい、当該財産を得ている者が法人または組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。

注7・・・「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

注8・・・「相互就任者」とは、当会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者が、他の会社において社外役員に就任している場合における、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人をいう。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ 監査役監査の組織、人員および手続

a. 組織

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会設置会社であります。

b. 人員

当社は、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、監査役の選任については、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、法的要件等を満たす者であることを前提として、性別、年齢、国籍、技能等の多様性、その他監査役会の構成に関する考え方に基づき、指名諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査および勧告ならびに監査役会の同意を得た上で、取締役会において監査役候補者を決定し、株主総会に同選任議案を上程、審議を経て、承認決議をいただいております。

提出日現在、監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役（非常勤）3名の合計4名をもって構成しております。

なお、社外監査役3名全員は、当社が定める「独立役員認定基準」により、当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、独立性を有しております。

地位等		氏名	資格経験等
常勤監査役	監査役会議長	大河原 昭男	当社出身者
社外監査役（非常勤）		笠松 重保	企業経営経験者
社外監査役（非常勤）		武内 正一（注）	公認会計士・税理士
社外監査役（非常勤）		御山 義明	弁護士

（注） 財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置しております。

監査役の事務スタッフ組織である監査役室のすべての活動は、監査役下命によるものであり、取締役の指揮命令系統から独立しております。

当該監査役室所属員の人事異動、人事評価等に際しては監査役の同意を要することとしております。

c. 手続

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるとともに、取締役等および会計監査人である監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。

一方、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施します。

- ・取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役社長およびその他の業務執行取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および

主要な事業所において業務および財産の状況を調査します。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、代表取締役社長およびその他の業務執行取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明します。
- ・会計監査については、監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。また、監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めます。

□ 最近事業年度における監査役および監査役会の活動状況

令和4年5月期（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）における監査役および監査役会の活動状況の概要は、次のとおりであります。

a. 監査役会の開催状況および個々の監査役の出席状況

監査役会は定例会（毎月1回の定期開催）と臨時会（不定期開催）あわせて15回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

なお、1回当たりの会議の平均所要時間は、36分であります。

地位等		氏名	監査役会の出席状況
常勤監査役	監査役会議長	大河原 昭男	15回/15回(100%出席)
社外監査役（非常勤）		笠松 重保	15回/15回(100%出席)
社外監査役（非常勤）		武内 正一	14回/15回(93%出席)
社外監査役（非常勤）		御山 義明	15回/15回(100%出席)

b. 監査役会における主な検討項目

- ・監査役会は、次のとおり重点監査項目を設定し、検討を加えております。
 - ・取締役会等の意思決定の監査
取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を監視し検証する。
 - ・取締役会の監督義務の履行状況の監査
代表取締役社長およびその他の業務執行取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証する
 - ・内部統制システムの整備・運用状況の監査
取締役会決議に基づいて整備される内部統制システム（財務報告に係る内部統制を含む）に関して、当該取締役会決議の内容及び取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証する。
 - ・中期3ヵ年経営計画（令和3年度～令和5年度）の重点課題の進捗状況の監査
 - ）「事業領域の拡充」「収益基盤の強化」「持続的成長を支える経営基盤の強化」のための諸施策の進捗状況について検証する。
 - ）各種プロジェクト活動の進捗状況と各部門が取り組むアクションプログラムの進捗状況について検証する。
- ・監査役会は、金融商品取引法上の「監査上の主要な検討事項(KAM)」に関する検討プロセスについて、会計監査人の監査の方法を評価する際の要素であると位置づけ、当該監査人と監査役との協議の機会等を重視し、検討を加えております。

c. 各監査役の活動状況

各監査役は、監査役会が定めた職務の分担にしたがい、上記 イ c. 監査手続 に記載した監査活動を実施しております。

なお、各監査役が出席する重要な会議等の主なものは、次のとおりであります。

対象領域	重要な会議等の主なもの	時期	分担
取締役	取締役会	毎月	監査役全員
	指名諮問委員会	都度	常勤監査役
	報酬諮問委員会	都度	常勤監査役
	独立社外役員会議	都度	監査役全員
	代表取締役社長と監査役会の意見交換会（注）	年1回	監査役全員
	取締役全員（子会社を含む）との個別面談（注）	年1回	常勤監査役
業務執行	コンプライアンス委員会	隔月	常勤監査役
	リスクマネジメント委員会	隔月	常勤監査役
	内部統制評価委員会	毎月	常勤監査役
	経営会議	毎月	常勤監査役
	業務執行役員会	毎月	常勤監査役
	経営管理委員会	毎月	常勤監査役
	事業所長会議	年1回	監査役全員
	事業報告会	年1回	監査役全員
	開発審議会	都度	常勤監査役
	事業部門連絡会議	毎月	常勤監査役
会計監査 および 内部監査	会計監査 計画説明聴取（事業年度）（注）	年1回	監査役全員
	会計監査 検出事項説明聴取（四半期）（注）	四半期毎	常勤監査役
	会計監査 結果説明聴取（事業年度）（注）	年1回	監査役全員
	三様監査報告会（注）	年2回	監査役全員

（注） 監査役（会）が主催する重要な会議等であります。

内部監査の状況等

イ 内部監査の組織、人員および手続

a. 組織

当社は、代表取締役社長の直轄組織として、他の業務執行取締役からの独立性を確保した法務・監査部を設置し、内部監査を実施しております。

b. 人員

法務・監査部の所属員のうち、内部監査に関わる人員は、5名であります。

c. 手続

法務・監査部は、内部監査規程に基づき、予め事業年度毎に前回監査の結果および監査対象（以下、「被監査部署」という）の業務の量的および質的重要性を考慮の上、監査基本計画書を作成し、代表取締役社長の承認の下、内部監査を実施します。

法務・監査部は、内部監査の実施後、被監査部署に対しその結果および所見につき講評し、内部監査の結果、および改善が必要な事項・勧告すべき事項等を被監査部署の責任者に書面にて通知し、その改善処置・方針等の回答を求め、早期の問題事案把握、対策実施を講じさせ、遅滞なく代表取締役社長へ報告し、取締役会および監査役会への直接報告により情報共有を図ります。

法務・監査部は、指摘した改善が必要な事項・勧告すべき事項等に係る改善処置実施状況について、その事後確認を行い、必要に応じて被監査部署に対しフォローアップ監査を実施します。

ロ 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査部門および内部統制評価委員会事務局である法務・監査部と監査役会ならびに会計監査人であるS K東京監査法人の三者は、それぞれの活動の過程において情報交換や意見交換などの相互連携を図っており、さらに三様監査報告会を年2回開催し、各監査活動と財務報告に係る内部統制評価の実効性を確保しております。

提出会社が上場会社等以外の者である場合の内部監査の状況
該当事項はありません。(当社は上場会社であります。)

会計監査の状況

イ 監査公認会計士等が監査法人である場合の事項

a. 監査公認会計士等の名称

S K東京監査法人

b. 継続監査期間

当社は、昭和58年10月11日、監査法人加藤事務所(平成20年1月15日に「S K東京監査法人」に法人名称変更)との間で財務諸表の監査証明業務を目的とした監査契約を締結しており、有価証券届出書提出前の段階である第37期(昭和59年3月期)から継続して、同監査法人へ会計監査を委嘱しております。したがって、S K東京監査法人による継続監査期間は、提出日現在、38年10箇月であります。

なお、当社は、昭和61年8月28日開催の第40回定時株主総会において、同監査法人を会計監査人に選任しております。

c. 監査業務を執行した公認会計士の氏名

会計監査業務を執行した公認会計士は、次の2名であります。

江部安弘 公認会計士 (S K東京監査法人 指定社員 業務執行社員)

川田圭介 公認会計士 (S K東京監査法人 指定社員 業務執行社員)

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他3名であります。

ロ 監査公認会計士等が公認会計士である場合の事項

該当事項はありません。(当社の監査公認会計士等は、監査法人であります。)

ハ 監査公認会計士等を選定した理由

当社は、監査役および監査役会が、会計監査人であるS K東京監査法人について、監査役会の定める「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」および「会計監査人の評価及び選定基準」に照らし合わせ、解任または不再任に係る事由に該当せず、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から監査を遂行するに十分であると判断していることから、これを以って同監査法人を選定しております。

ニ 最近2連結会計年度等における監査公認会計士等の異動

該当事項はありません。

ホ 監査役および監査役会が行った監査公認会計士等(または会計監査人)の評価の内容

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から、適切な会計監査の確保のため、現任の会計監査人の評価基準項目および新規に会計監査人を選定する際の基準項目を規定した「会計監査人の評価及び選定基準」を制定、運用しております。

監査役会は、現任の会計監査人または新規の会計監査人候補者に対して、同基準所定の詳細(小項目76項目)の設題について、事業年度末までに表明するよう要請します。

その上で、各監査役は、現任の会計監査人または新規の会計監査人候補者から監査役会に提出された当該表明につき、「会計監査人の評価及び選定基準」に基づく検討を加え、個別に評価(中項目14項目)を実施し、監査役会において総合的な評価判断を為しております。

令和4年5月24日開催の監査役会において、現任の会計監査人であるS K東京監査法人については、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から監査を遂行するに十分であるとの評価判断を下しております。

ヘ 監査報酬の内容

a. 最近2連結会計年度において監査公認会計士等に対して支払ったまたは支払うべき報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	33		32	
連結子会社				
計	33		32	

b.最近2連結会計年度において監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対して支払ったまたは支払うべき報酬

該当事項はありません。

c.上記aおよびbのほか、最近2連結会計年度において監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬がある場合の内容

該当事項はありません。

d.監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針

当社は、S K東京監査法人が会社法監査、金融商品取引法監査、内部統制監査、四半期レビューに要する日数等を勘案した上で、同監査法人の間で協議し、報酬の額を決定しております。

e.監査役会が会社法第399条第1項の同意（会計監査人の報酬に係る同意）をした理由

監査役会は、S K東京監査法人から説明を受けた監査計画に係る監査時間・配員計画から見積られた報酬額の算定方法が、タイムチャージ方式によるもので、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、会計監査人の報酬を合理的であると判断し、会計監査人の報酬に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

イ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

a.取締役および監査役の報酬等については、その職責の対価として適切なものとなるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、透明性、公平性、客観性をもって決定します。

個別具体的な業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする「報酬諮問委員会」による取締役会への勧告に基づき、取締役会の決議により決定します。

b.業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、公正かつバランスの取れた報酬とするため、基本報酬および賞与、そして株式給付信託を用いた株式報酬により構成します。

その他の取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとします。

- ・業務執行取締役の基本報酬および賞与、その他の取締役の基本報酬を合わせた報酬限度額は、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において年額220百万円以内（内社外取締役分は年額30百万円以内、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

基本報酬は、役位別の職務・職責に基づく固定報酬であり、賞与は、単年度業績に連動する算定方法に基づく報酬であります。

- ・業務執行取締役の株式給付信託を用いた株式報酬は、上記の基本報酬および賞与を合わせた報酬限度額とは別枠として、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会において信託期間である3年間で120百万円を上限に資金を信託に拠出する旨の決議を、また、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において、業務執行取締役に対して交付が行われる当社株式（付与するポイント）の上限を1事業年度当たり89,000ポイントとする旨の決議をいただいております。

当該株式報酬は、役員株式給付規程に基づく中長期業績連動報酬であり、事業年度ごとに業務執行取締役の役位および業績達成度に応じて定まる数のポイントを付与し、当該業務執行取締役の退任時に受益者要件を満たした場合に確定ポイント数に応じた数の当社株式および一部現金を給付します。

なお、当該株式報酬に係る指標は、連結営業利益および単体営業利益、担当部門営業利益であり、当該指標

を選択している理由は、本業で創出した利益を表すものであり、業務執行取締役の活動を明確に反映しているためであります。

- ・ 取締役の基本報酬および賞与、非金銭報酬の額の構成割合については、基準となる業績達成時に次表のとおりとなるように設計しております。

(単位：%)

	基本報酬	賞与	非金銭報酬 (株式報酬)
業務執行取締役	75	10	15
その他取締役	100		

- ・ 当該事業年度に係る指標の実績は以下のとおりです。

連結営業利益：3,038百万円 単体営業利益：984百万円

- c. 監査役の報酬は、基本報酬のみとし、監査役の協議により決定します。なお、監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

報酬諮問委員会の活動状況等

イ 報酬諮問委員会の概要

- a. 報酬諮問委員会は、独立社外取締役の全員と取締役会において選定した取締役で構成し、委員3名以上で構成するものとしております。当該事業年度においては独立社外取締役3名と取締役会で選定した取締役2名の計5名で構成し、社外取締役を議長としております。
- b. 報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、または委員会自らの起案により、次の事項について審議をし、取締役会に対して意見・勧告を行います。
 - ・ 業務執行取締役の個人別の報酬等の内容と、これを決議するために必要な方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
 - ・ その他、業務執行取締役の報酬等に関して必要と認めた事項

ロ 報酬諮問委員会の活動状況

- a. 報酬諮問委員会は、業務執行取締役の個人別の基本報酬に関する勧告の他、役員報酬の体系に関する事項、役員賞与の支給に関する事項、業績連動型株式報酬制度の運営に関する事項に対する確認・勧告を行っております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	215	154	23	37	7
監査役 (社外監査役を除く。)	15	15			1
社外役員	29	29			7

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上関係する会社や金融機関のほか、友好関係を保持できる会社と、円滑かつ密接な関係を保持することにより、当社における企業価値の維持・向上に資すると判断される場合に限り、政策保有株式を保有いたします。政策保有株式については、個々の銘柄において評価損益、配当利回り、財務状況等、保有の経済合理性を検証するとともに、取引関係の維持・強化、中長期的な保有メリット等を総合的に勘案して、保有の適否を判断しております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	8
非上場株式以外の株式	11	2,570

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	2
非上場株式以外の株式		

八 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
前澤化成工業(株)	879,100	879,100	創業者を同一とする企業であり、友好関係を保持するほか、取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	1,121	1,084		
前澤給装工業(株)	1,248,600	1,248,600	創業者を同一とする企業であり、友好関係を保持するほか、取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	1,040	1,367		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	48,000	48,000	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有 (注)2
	186	181		
(株)みずほフィナンシャルグループ	41,034	41,034	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有 (注)3
	62	68		
月島機械(株)	50,000	50,000	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	46	57		
西部電機(株)	23,200	23,200	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	33	28		
(株)植木組	21,400	21,400	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	31	31		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	39,680	39,680	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	無
	28	24		
(株)りそなホールディングス	26,600	26,600	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	無
	12	12		
日本ギア工業(株)	20,000	20,000	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	5	6		
(株)NJS	800	800	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	無
	1	1		

(注)1 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

2 同社グループ会社の三井住友信託銀行(株)が当社株式を保有しております。

3 同社グループ会社の(株)みずほ銀行及びみずほ信託銀行(株)が当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)及び事業年度(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、S K東京監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報等を得ております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,778	10,374
受取手形及び売掛金	5,308	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	4 4,972
電子記録債権	4,316	4,707
商品及び製品	2,404	2,193
仕掛品	3 2,150	3 1,809
原材料及び貯蔵品	1,251	1,194
前払費用	60	60
その他	176	385
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	25,442	25,694
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,867	7,852
減価償却累計額	5,930	5,970
建物及び構築物（純額）	2 1,936	2 1,881
機械装置及び運搬具	2,578	2,585
減価償却累計額	1,629	1,675
機械装置及び運搬具（純額）	949	909
工具、器具及び備品	2,000	2,029
減価償却累計額	1,464	1,475
工具、器具及び備品（純額）	536	554
土地	2 3,582	2 3,579
建設仮勘定	16	10
有形固定資産合計	7,020	6,936
無形固定資産	49	58
投資その他の資産		
投資有価証券	2 2,876	2 2,579
長期貸付金	16	14
長期前払費用	24	17
繰延税金資産	133	114
その他	1, 2 212	1, 2 217
貸倒引当金	9	7
投資その他の資産合計	3,254	2,936
固定資産合計	10,324	9,931
資産合計	35,767	35,626

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,234	2,569
電子記録債務	3,762	3,240
1年内償還予定の社債	120	120
1年内返済予定の長期借入金	2 1,166	2 791
リース債務	19	18
未払金	756	783
未払賞与	1,084	833
未払法人税等	492	338
前受金	2,096	-
契約負債	-	1,922
役員賞与引当金	30	31
工事損失引当金	3 18	3 5
完成工事補償引当金	43	34
損害賠償引当金	-	34
その他	464	323
流動負債合計	12,289	11,048
固定負債		
社債	260	140
長期借入金	2 1,345	2 1,333
リース債務	43	28
繰延税金負債	69	26
完成工事補償引当金	111	88
役員株式給付引当金	61	112
退職給付に係る負債	763	859
長期未払金	25	11
固定負債合計	2,681	2,600
負債合計	14,971	13,649
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,233	5,233
資本剰余金	4,801	4,801
利益剰余金	11,018	12,686
自己株式	1,002	1,283
株主資本合計	20,051	21,438
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	744	538
その他の包括利益累計額合計	744	538
純資産合計	20,795	21,977
負債純資産合計	35,767	35,626

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
売上高	31,810	1 30,903
売上原価	2, 3 22,950	2, 3 21,953
売上総利益	8,859	8,949
販売費及び一般管理費	4, 5 5,638	4, 5 5,911
営業利益	3,221	3,038
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	73	83
助成金収入	67	41
業務受託料	23	9
その他	18	16
営業外収益合計	183	151
営業外費用		
支払利息	19	18
売上割引	2	3
その他	3	2
営業外費用合計	26	24
経常利益	3,378	3,164
特別利益		
固定資産売却益	6 0	6 4
特別利益合計	0	4
特別損失		
固定資産除却損	7 20	7 29
固定資産売却損	-	8 0
減損損失	10 18	-
損害賠償金	-	9 44
特別損失合計	39	73
税金等調整前当期純利益	3,339	3,094
法人税、住民税及び事業税	931	876
法人税等調整額	81	75
法人税等合計	849	952
当期純利益	2,489	2,142
親会社株主に帰属する当期純利益	2,489	2,142

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
当期純利益	2,489	2,142
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	234	205
その他の包括利益合計	1 234	1 205
包括利益	2,724	1,936
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,724	1,936
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,233	4,801	8,832	802	18,065	509	509	18,574
当期変動額								
剰余金の配当			303		303			303
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,489		2,489			2,489
自己株式の取得				199	199			199
自己株式の処分					-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						234	234	234
当期変動額合計	-	-	2,186	199	1,986	234	234	2,221
当期末残高	5,233	4,801	11,018	1,002	20,051	744	744	20,795

当連結会計年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,233	4,801	11,018	1,002	20,051	744	744	20,795
会計方針の変更による 累積的影響額			23		23			23
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,233	4,801	10,994	1,002	20,027	744	744	20,771
当期変動額								
剰余金の配当			450		450			450
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,142		2,142			2,142
自己株式の取得				288	288			288
自己株式の処分				7	7			7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						205	205	205
当期変動額合計	-	-	1,691	281	1,410	205	205	1,205
当期末残高	5,233	4,801	12,686	1,283	21,438	538	538	21,977

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,339	3,094
減価償却費	541	548
引当金の増減額（は減少）	3	46
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	180	95
受取利息及び受取配当金	74	84
支払利息	19	18
支払手数料	0	0
為替差損益（は益）	0	0
減損損失	18	-
固定資産売却損益（は益）	0	3
固定資産除却損	20	29
売上債権の増減額（は増加）	19	89
棚卸資産の増減額（は増加）	60	607
仕入債務の増減額（は減少）	537	232
前受金の増減額（は減少）	448	-
契約負債の増減額（は減少）	-	173
未払賞与の増減額（は減少）	278	251
その他の流動資産の増減額（は増加）	139	202
その他の流動負債の増減額（は減少）	239	129
その他	2	0
小計	4,301	3,275
利息及び配当金の受取額	74	84
利息の支払額	19	19
法人税等の支払額	955	1,024
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,400	2,316
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	566	428
有形固定資産の除却による支出	5	8
有形固定資産の売却による収入	15	24
無形固定資産の取得による支出	10	22
投資有価証券の売却による収入	-	2
貸付金の回収による収入	1	1
その他	21	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	587	441

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,600	1,400
短期借入金の返済による支出	1,600	1,400
長期借入れによる収入	800	800
長期借入金の返済による支出	593	1,186
社債の償還による支出	244	120
支払手数料の支払額	0	0
割賦債務の返済による支出	14	14
リース債務の返済による支出	16	19
自己株式の増減額（ は増加）	199	288
配当金の支払額	303	449
財務活動によるキャッシュ・フロー	570	1,278
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,242	596
現金及び現金同等物の期首残高	7,349	9,591
現金及び現金同等物の期末残高	1 9,591	1 10,188

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

(株)前澤エンジニアリングサービス

主要な非連結子会社名

(株)ウォータック北海道

連結の範囲から除いた理由

同社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ウォータック北海道

PFI大久保テクノロジー(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

棚卸資産

主に、先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、未成工事支出金については個別法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

旧定率法及び旧定額法によっております。

建物...旧定率法及び旧定額法

その他...旧定率法

(平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～18年

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事等に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

損害賠償引当金

損害賠償金等の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生した連結会計年度に一括費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる売上高

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

環境事業及びメンテナンス事業における工事契約等

環境事業は、上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業を行っております。メンテナンス事業は、上下水道用設備・機器の修繕・据付工事、維持管理等に関する事業を行っております。

これらの事業における工事請負契約等で、顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配するものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準

にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

バルブ事業における物品販売契約等

バルブ事業は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業を行っております。

物品販売契約であり、製品に対する支配を顧客に移転し、履行義務を充足するのは、製品の引渡時点であると判断し、さらに、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が基本的には通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ただし、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性の評価方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式給付信託（BBT）

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

（重要な会計上の見積り）

（一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識）

当連結会計年度計上額

前連結会計年度

（百万円）

	パルプ事業	環境事業	メンテナンス事業	合計
工事進行基準に基づく売上高		8,965	4,130	13,095

当連結会計年度

（百万円）

	パルプ事業	環境事業	メンテナンス事業	合計
一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約等の売上高		8,470	4,408	12,878

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約等における収益認識は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。

工事原価総額は、予期しない受注後の仕様変更、工期遅延、資材価格・工事費等の変動により、当初の見積りから変動することがあり、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

（棚卸資産の評価）

当連結会計年度計上額

前連結会計年度

（百万円）

	パルプ事業	環境事業	メンテナンス事業	合計
商品及び製品	2,404			2,404
仕掛品 （うち未成工事支出金）	1,709 （ ）	308 (308)	132 (132)	2,150 (441)
原材料及び貯蔵品	1,017	227	6	1,251
合計	5,130	535	138	5,805

当連結会計年度

(百万円)

	パルプ事業	環境事業	メンテナンス事業	合計
商品及び製品	2,191	1		2,193
仕掛品 (うち未成工事支出金)	1,547 ()	156 (156)	105 (105)	1,809 (262)
原材料及び貯蔵品	965	222	6	1,194
合計	4,704	381	111	5,197

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価は、未成工事支出金を除き、主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

当連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって評価しており、正味売却価額につきましては、受注金額、出荷実績による販売価額をもとに算定しております。また、営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産については、一定の率により帳簿価額を切り下げる方法によっております。

正味売却価額の見積り、滞留の可能性の判断等について、状況の変化が生じた場合には、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(退職給付債務の算定)

当連結会計年度計上額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
退職給付に係る負債	763	859

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

当社及び連結子会社は、使用した数理計算上の仮定は妥当なものとして判断しておりますが、仮定自体の変更により、退職給付に係る負債及び退職給付費用に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関しては、従来、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、従来、各製品の出荷時に収益を認識しておりましたが、当連結会計年度より、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡しが完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針

第30号2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法と比較して、当連結会計年度の売上高は38百万円増加し、売上原価は10百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ27百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は23百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

(完成工事補償引当金)

当連結会計年度において、完成工事等に係るかし担保の費用について、十分な期間の実績データが蓄積され、より精緻な見積りができるようになったため、見積りの変更を行いました。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ6百万円減少しております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT)の導入)

当社は、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、令和2年10月26日より、当社の取締役(社外取締役を除きます。)および取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役(社外取締役を除きます。)の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社および当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託

を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は、前連結会計年度末199百万円、当連結会計年度末192百万円であり、株式数は、前連結会計年度末448,700株、当連結会計年度末432,500株であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資その他の資産

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
その他(関係会社株式)	34百万円	34百万円

- 2 担保資産及び担保付債務

(1)担保提供資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保提供資産

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
建物及び構築物	1,907百万円	1,854百万円
土地	3,579百万円	3,577百万円
投資有価証券	1,149百万円	781百万円
合計	6,636百万円	6,214百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,000百万円	325百万円
長期借入金	845百万円	1,200百万円
合計	1,845百万円	1,525百万円

(2)上記のほか、下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

投資その他の資産

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
その他(関係会社株式)	1百万円	1百万円

- 3 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。工事損失引当金に対応する仕掛品の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
仕掛品	12百万円	1百万円

- 4 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
売上原価	21百万円	32百万円

3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
	20百万円	5百万円

4 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
運賃梱包費	383百万円	392百万円
従業員給与手当	2,296百万円	2,290百万円
役員株式給付引当金繰入額	61百万円	62百万円
退職給付費用	47百万円	158百万円
研究開発費	473百万円	496百万円

5 一般管理費に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
	473百万円	496百万円

6 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
土地	-百万円	3百万円
合計	0百万円	4百万円

7 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
建物及び構築物	6百万円	6百万円
機械装置及び運搬具	4百万円	4百万円
工具、器具及び備品	2百万円	9百万円
固定資産撤去費用	8百万円	8百万円
合計	20百万円	29百万円

8 固定資産売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
機械装置及び運搬具	- 百万円	0百万円

9 損害賠償金

前連結会計年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

施工中の工事物件において施工不備による損害が発生したため、契約上定められている損害賠償金を計上しております。

10 減損損失

前連結会計年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
静岡県熱海市	遊休資産	土地

当社グループは、原則として事業用資産については事業部門を基準として、資産のグルーピングを行っております。また、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位が把握できるものについては、その最小の単位でグルーピングを行っております。

売却の意思決定を行った遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（18百万円）として計上しております。回収可能価額については正味売却価額により測定しており、売却予定額等を基に算定しております。

当連結会計年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	327百万円	294百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	327百万円	294百万円
税効果額	92百万円	89百万円
その他有価証券評価差額金	234百万円	205百万円
その他の包括利益合計	234百万円	205百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,425,548	-	-	21,425,548

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,462,490	449,144	-	2,911,634

(注) 当連結会計年度末の自己株式数には「株式給付信託(BBT)」が所有する当社株式448,700株を含めております。

(変動事由の概要)

「株式給付信託(BBT)」による当社株式の取得による増加 448,700株
単元未満株式の買取による増加 444株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年8月28日 定時株主総会	普通株式	151	8.00	令和2年5月31日	令和2年8月31日
令和3年1月12日 取締役会	普通株式	151	8.00	令和2年11月30日	令和3年2月15日

(注) 令和3年1月12日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年8月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	227	12.00	令和3年5月31日	令和3年8月30日

(注) 令和3年8月27日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,425,548	-	-	21,425,548

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,911,634	400,398	16,200	3,295,832

(注) 当連結会計年度末の自己株式数には「株式給付信託(BBT)」が所有する当社株式432,500株を含めております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

令和3年7月6日の取締役会決議による自己株式の取得 400,000株
単元未満株式の買取による増加 398株

減少数の内訳は、次の通りであります。

「株式給付信託(BBT)」による退任役員への給付による減少 16,200株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年8月27日 定時株主総会	普通株式	227	12.00	令和3年5月31日	令和3年8月30日
令和4年1月13日 取締役会	普通株式	222	12.00	令和3年11月30日	令和4年2月15日

(注) 1 令和3年8月27日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2 令和4年1月13日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年8月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	222	12.00	令和4年5月31日	令和4年8月31日

(注) 令和4年8月30日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
現金及び預金勘定	9,778百万円	10,374百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	186百万円	186百万円
現金及び現金同等物	9,591百万円	10,188百万円

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産の額	37百万円	3百万円
ファイナンス・リース取引に係る 債務の額	40百万円	3百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、フィールド養液栽培装置(機械装置及び運搬具)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、生産設備(建物及び構築物、機械装置及び運搬具)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

2. オペレーティング・リース取引に係る注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
1年内	0百万円	1百万円
1年超		3百万円
合計	0百万円	5百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金 は主に営業取引に係る資金調達であり、固定金利で調達しております。

なお、長期借入金一部は変動金利であります。その大半については金利スワップ契約を締結し、実質的な利払いを固定化し、金利の変動リスクに対応しております。

これら営業債務、短期借入金及び長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(令和3年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,865	2,865	
資産計	2,865	2,865	
(1) 長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	2,511	2,510	1
負債計	2,511	2,510	1
デリバティブ取引			

当連結会計年度(令和4年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,570	2,570	
資産計	2,570	2,570	
(1) 長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	2,125	2,122	3
負債計	2,125	2,122	3
デリバティブ取引			

(注1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
関係会社株式	34	34
非上場株式	11	8
合計	46	43

(注3)満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(令和3年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,778			
受取手形及び売掛金	5,308			
電子記録債権	4,316			
合計	19,403			

当連結会計年度(令和4年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,374			
受取手形及び売掛金	3,230			
電子記録債権	4,707			
合計	18,312			

(注4)社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(令和3年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	120	120	80	60		
長期借入金	1,166	711	473	80	80	
リース債務	19	17	6	6	6	5
合計	1,305	849	560	146	86	5

当連結会計年度(令和4年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	120	80	60			
長期借入金	791	553	560	160	60	
リース債務	18	7	7	7	4	2
合計	930	640	627	167	64	2

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(令和4年5月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,570			2,570
資産計	2,570			2,570

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(令和4年5月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)		2,122		2,122
負債計		2,122		2,122

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定していません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和3年5月31日)

種別	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	2,807	1,755	1,051
小計	2,807	1,755	1,051
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	57	65	7
小計	57	65	7
合計	2,865	1,821	1,043

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額11百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(令和4年5月31日)

種別	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	2,523	1,755	768
小計	2,523	1,755	768
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	46	65	19
小計	46	65	19
合計	2,570	1,821	749

(注) 市場価格のない非上場株式(連結貸借対照表計上額8百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2		

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(令和3年5月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	465	185	(注)
	支払固定・受取変動				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(令和4年5月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	185	60	(注)
	支払固定・受取変動				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
退職給付債務の期首残高	4,187百万円	4,312百万円
勤務費用	225百万円	261百万円
利息費用	百万円	4百万円
数理計算上の差異の発生額	14百万円	15百万円
退職給付の支払額	86百万円	90百万円
退職給付債務の期末残高	4,312百万円	4,472百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
年金資産の期首残高	3,242百万円	3,548百万円
期待運用収益	46百万円	62百万円
数理計算上の差異の発生額	149百万円	108百万円
事業主からの拠出額	196百万円	201百万円
退職給付の支払額	86百万円	90百万円
年金資産の期末残高	3,548百万円	3,613百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,312百万円	4,472百万円
年金資産	3,548百万円	3,613百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	763百万円	859百万円
退職給付に係る負債	763百万円	859百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	763百万円	859百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
勤務費用	225百万円	261百万円
利息費用	百万円	4百万円
期待運用収益	46百万円	62百万円
数理計算上の差異の費用処理額	163百万円	93百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	15百万円	296百万円

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
債券	61.2%	67.7%
株式	20.8%	14.9%
現金及び預金	2.9%	2.9%
生命保険一般勘定	11.7%	12.0%
その他	3.3%	2.5%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
割引率	0.1%	0.2%
長期期待運用収益率	1.44%	1.77%
予想昇給率	5.3%	5.3%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度95百万円、当連結会計年度98百万円でありま
 す。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	47百万円	50百万円
未払社会保険料	50百万円	39百万円
未払賞与	169百万円	86百万円
未払金	2百万円	2百万円
貸倒引当金繰入超過額	4百万円	3百万円
工事損失引当金	6百万円	1百万円
完成工事補償引当金	47百万円	37百万円
棚卸資産評価減	75百万円	84百万円
長期未払金	2百万円	2百万円
減価償却費	53百万円	52百万円
その他有価証券、ゴルフ会員権減損額	153百万円	153百万円
退職給付に係る負債	240百万円	270百万円
固定資産減損損失	82百万円	63百万円
税務上の繰越欠損金(注)2	115百万円	76百万円
その他	34百万円	35百万円
繰延税金資産小計	1,085百万円	960百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	115百万円	68百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	543百万円	531百万円
評価性引当額(注)1	658百万円	599百万円
繰延税金資産合計	426百万円	360百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	299百万円	210百万円
固定資産圧縮積立金	63百万円	62百万円
繰延税金負債合計	362百万円	272百万円
繰延税金資産負債の純額	64百万円	87百万円

(注)1 評価性引当額が59百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社の税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したこと、将来課税所得見積額の増加に伴って繰延税金資産を計上したことによるものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(令和3年5月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			14	21	45	34	115百万円
評価性引当額			14	21	45	34	115百万円
繰延税金資産							百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（令和4年5月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			9	31	11	23	76百万円
評価性引当額			1	31	11	23	68百万円
繰延税金資産			7				7百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 "	0.5 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3 "	0.4 "
住民税均等割等	1.0 "	1.1 "
税額控除	3.7 "	2.1 "
評価性引当額の増減	5.0 "	1.9 "
連結子会社との税率差異	1.9 "	2.3 "
その他	0.8 "	0.9 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5%	30.8%

(資産除去債務関係)

当社グループは、不動産賃貸借契約に基づき事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来において移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (令和3年6月1日)	当連結会計年度末 (令和4年5月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	1,241	808
売掛金	2,330	2,422
契約資産	1,664	1,742
契約負債	2,096	1,922

契約資産は主に、工事契約において認識した収益のうち、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識したものであり、未請求のものであります。契約資産は、工事等が完了し、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。また、契約負債がある場合は相殺されます。

契約負債は主に、工事契約における顧客からの前受金であります。

当連結会計年度の期首における契約負債残高の多くは、当連結会計年度に収益として認識されております。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は、21,285百万円であり、その多くは概ね1～3年以内に収益として認識されると見込まれます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別の事業部門を置き、各事業部門は、取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業展開しております。また、連結子会社は、各事業部門と連携しながら独立した経営単位として、取り扱う製品・サービスについて事業展開しております。

したがって、当社グループは、当社及び連結子会社における製品・サービス別セグメントから構成されており、「環境事業」、「パルプ事業」、「メンテナンス事業」の3つを報告セグメントとしております。

「環境事業」は、上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業を行っております。「パルプ事業」は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業を行っております。「メンテナンス事業」は、上下水道用設備・機器の修繕・据付工事、維持管理等に関する事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。また、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	環境事業	パルプ事業	メンテナ ンス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	11,257	10,280	10,273	31,810	-	31,810
セグメント間の内部 売上高又は振替高	413	919	23	1,356	1,356	-
計	11,670	11,199	10,297	33,167	1,356	31,810
セグメント利益	465	961	1,679	3,106	114	3,221
セグメント資産	2,836	11,768	956	15,561	20,205	35,767
その他の項目						
減価償却費	100	435	5	541	-	541
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	57	374	10	442	144	587

(注)1 調整額は以下のとおりであります。

- セグメント利益の調整額114百万円には、セグメント間取引消去 0百万円、全社収益115百万円が含まれております。全社収益はグループ子会社からの受取技術料等であります。
- セグメント資産の調整額20,205百万円には、セグメント間取引消去 964百万円、及び各報告セグメントに配分していない全社資産21,169百万円が含まれております。全社資産は、主に現金及び預金、投資有価証券及び管理部門に係る資産等であります。
- 全社資産は事業セグメントに配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。
- 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額144百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

- セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	環境事業	パルプ 事業	メンテナ ンス事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	1,791	10,133	5,853	17,778	-	17,778
一定の期間にわたり移転 される財	8,651	-	4,472	13,124	-	13,124
顧客との契約から生じる 収益	10,443	10,133	10,325	30,903	-	30,903
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	10,443	10,133	10,325	30,903	-	30,903
セグメント間の内部売上高 又は振替高	286	1,055	39	1,380	1,380	-
計	10,729	11,188	10,365	32,283	1,380	30,903
セグメント利益	104	879	1,933	2,917	120	3,038
セグメント資産	2,709	11,427	918	15,055	20,571	35,626
その他の項目						
減価償却費	111	430	6	548	-	548
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	76	314	6	397	99	496

(注)1 調整額は以下のとおりであります。

- セグメント利益の調整額120百万円には、セグメント間取引消去4百万円、全社収益115百万円が含まれております。全社収益はグループ子会社からの受取技術料等であります。
- セグメント資産の調整額20,571百万円には、セグメント間取引消去 758百万円、及び各報告セグメントに配分していない全社資産21,329百万円が含まれております。全社資産は、主に現金及び預金、投資有価証券及び管理部門に係る資産等であります。
- 全社資産は事業セグメントに配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。
- 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額99百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(注)2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益の測定方法を同様に変更しております。

この結果、従来の方法と比較して、「パルプ事業」の売上高が38百万円増加し、セグメント利益が27百万円増加しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	環境事業	パルプ事業	メンテナンス事業	合計
外部顧客への売上高	11,257	10,280	10,273	31,810

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	環境事業	パルプ事業	メンテナンス事業	合計
外部顧客への売上高	10,443	10,133	10,325	30,903

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

(単位：百万円)

	環境事業	パルプ事業	メンテナンス事業	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	18	18

(注)「全社・消去」の区分に記載している18百万円は、各報告セグメントに配分していない遊休資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)		当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)	
1株当たり純資産額	1,123.25円	1株当たり純資産額	1,212.21円
1株当たり当期純利益	133.12円	1株当たり当期純利益	117.54円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(前連結会計年度448,700株、当連結会計年度432,500株)
また、1株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前連結会計年度261,978株、当連結会計年度437,634株)。
3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ1円53銭、1円52銭増加しております。
4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当連結会計年度 (令和4年5月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	20,795	21,977
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	20,795	21,977
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	18,513	18,129

5. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前連結会計年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,489	2,142
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,489	2,142
普通株式の期中平均株式数 (千株)	18,700	18,225

- (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
前澤工業(株)	第4回無担保社債	令和2年 3月31日	240	180 (60)	0.110	無担保社債	令和7年 3月31日
(株)前澤エンジニア リングサービス	第8回無担保社債	平成30年 3月30日	80	40 (40)	0.020	無担保社債	令和5年 3月30日
〃	第9回無担保社債	平成31年 3月29日	60	40 (20)	0.100	無担保社債	令和6年 3月29日
合計			380	260 (120)			

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
120	80	60		

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	1,166	791	0.688	
1年以内に返済予定のリース債務	19	18	2.629	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	1,345	1,333	0.703	令和6年1月31日～ 令和9年2月28日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	43	28		令和8年3月4日～ 令和10年2月29日
その他有利子負債				
合計	2,574	2,172		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	553	560	160	60
リース債務	7	7	7	4

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	4,617	12,106	20,811	30,903
税金等調整前当期(四半期)純利益又は税金等調整前四半期純損失() (百万円)	203	834	2,374	3,094
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	151	590	1,647	2,142
1株当たり当期(四半期)純利益又は四半期純損失() (円)	8.20	32.21	90.23	117.54

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	8.20	40.80	58.32	27.29

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,606	6,063
受取手形	760	564
電子記録債権	3,773	4,225
売掛金	1 4,054	1 2,763
契約資産	-	1,291
商品及び製品	2,404	2,193
仕掛品	2,017	1,704
原材料及び貯蔵品	1,244	1,188
前払費用	43	43
その他	1 646	1 890
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	20,549	20,926
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 1,746	2 1,696
構築物	2 183	2 177
機械及び装置	928	887
車両運搬具	20	22
工具、器具及び備品	529	546
土地	2 3,582	2 3,579
建設仮勘定	16	10
有形固定資産合計	7,006	6,922
無形固定資産		
ソフトウェア	36	45
その他	9	9
無形固定資産合計	46	54
投資その他の資産		
投資有価証券	2 2,876	2 2,579
関係会社株式	2 114	2 114
従業員貸付金	2	1
関係会社貸付金	1 14	1 13
長期前払費用	24	17
その他	154	156
貸倒引当金	9	7
投資その他の資産合計	3,176	2,875
固定資産合計	10,229	9,852
資産合計	30,779	30,778

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	683	427
買掛金	1 753	1 1,321
電子記録債務	3,157	2,723
1年内償還予定の社債	60	60
1年内返済予定の長期借入金	2 1,000	2 625
リース債務	18	18
未払金	1 670	1 704
未払賞与	786	602
未払法人税等	394	224
前受金	1,606	-
契約負債	-	1,359
預り金	323	238
役員賞与引当金	23	23
工事損失引当金	5	5
完成工事補償引当金	43	34
その他	84	72
流動負債合計	9,610	8,441
固定負債		
社債	180	120
長期借入金	2 1,145	2 1,300
リース債務	42	28
繰延税金負債	69	26
完成工事補償引当金	111	88
役員株式給付引当金	52	93
退職給付引当金	544	601
長期未払金	25	11
固定負債合計	2,173	2,269
負債合計	11,783	10,711
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,233	5,233
資本剰余金		
資本準備金	4,794	4,794
その他資本剰余金	6	6
資本剰余金合計	4,801	4,801
利益剰余金		
利益準備金	561	561
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	144	142
別途積立金	2,300	2,300
繰越利益剰余金	6,211	7,772
利益剰余金合計	9,217	10,776
自己株式	1,002	1,283
株主資本合計	18,250	19,527

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	744	538
評価・換算差額等合計	744	538
純資産合計	18,995	20,066
負債純資産合計	30,779	30,778

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)		当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)	
売上高	2	22,870	2	21,918
売上原価	2	17,011	2	16,358
売上総利益		5,858		5,559
販売費及び一般管理費	1, 2	4,430	1, 2	4,575
営業利益		1,427		984
営業外収益				
受取利息	2	0	2	0
受取配当金	2	1,065	2	1,203
受取技術料	2	82	2	81
助成金収入		67		41
その他	2	62	2	54
営業外収益合計		1,277		1,381
営業外費用				
支払利息		16		16
売上割引		2		3
その他		3		2
営業外費用合計		23		22
経常利益		2,681		2,342
特別利益				
固定資産売却益		0		4
特別利益合計		0		4
特別損失				
固定資産除却損		20		29
固定資産売却損		-		0
減損損失	3	18		-
特別損失合計		39		29
税引前当期純利益		2,642		2,316
法人税、住民税及び事業税		359		227
法人税等調整額		66		56
法人税等合計		293		284
当期純利益		2,349		2,032

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,233	4,794	6	4,801	561	146	2,300	4,164	7,172
当期変動額									
剰余金の配当								303	303
当期純利益								2,349	2,349
固定資産圧縮積立金の 取崩						1		1	-
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1	-	2,047	2,045
当期末残高	5,233	4,794	6	4,801	561	144	2,300	6,211	9,217

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	802	16,404	509	509	16,914
当期変動額					
剰余金の配当		303			303
当期純利益		2,349			2,349
固定資産圧縮積立金の 取崩		-			-
自己株式の取得	199	199			199
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			234	234	234
当期変動額合計	199	1,845	234	234	2,080
当期末残高	1,002	18,250	744	744	18,995

当事業年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,233	4,794	6	4,801	561	144	2,300	6,211	9,217
会計方針の変更による 累積的影響額								23	23
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,233	4,794	6	4,801	561	144	2,300	6,187	9,193
当期変動額									
剰余金の配当								450	450
当期純利益								2,032	2,032
固定資産圧縮積立金の 取崩						1		1	-
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1	-	1,584	1,582
当期末残高	5,233	4,794	6	4,801	561	142	2,300	7,772	10,776

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,002	18,250	744	744	18,995
会計方針の変更による 累積的影響額		23			23
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,002	18,226	744	744	18,971
当期変動額					
剰余金の配当		450			450
当期純利益		2,032			2,032
固定資産圧縮積立金の 取崩		-			-
自己株式の取得	288	288			288
自己株式の処分	7	7			7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			205	205	205
当期変動額合計	281	1,301	205	205	1,095
当期末残高	1,283	19,527	538	538	20,066

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主に、先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、未成工事支出金については個別法によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

旧定率法及び旧定額法によっております。

建物...旧定率法及び旧定額法

その他...旧定率法

(平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～18年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)及び長期前払費用

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事等に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生した事業年度に一括費用処理しております。

6 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる売上高

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 環境事業における工事契約等

環境事業は、上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業を行っております。環境事業における工事請負契約等で、顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配するものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) パルプ事業における物品販売契約等

パルプ事業は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業を行っております。

物品販売契約であり、製品に対する支配を顧客に移転し、履行義務を充足するのは、製品の引渡時点であると判断し、さらに、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が基本的には通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ただし、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）
金利スワップ

(ヘッジ対象)
 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式給付信託（BBT）

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員に対し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

(一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識)

当事業年度計上額

	前事業年度	当事業年度
売上高	8,965百万円	8,470百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(棚卸資産の評価)

当事業年度計上額

	前事業年度	当事業年度
商品及び製品	2,404百万円	2,193百万円
仕掛品	2,017百万円	1,704百万円
原材料及び貯蔵品	1,244百万円	1,188百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(退職給付債務の算定)

当事業年度計上額

	前事業年度	当事業年度
退職給付引当金	544百万円	601百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関しては、従来、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、従来、各製品の出荷時に収益を認識しておりましたが、当事業年度より、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方針と比較して、当事業年度の売上高は38百万円増加し、売上原価は10百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ27百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は23百万円減少しております。なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ1円53銭、1円52銭増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」と「契約資産」に区分して表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(完成工事補償引当金)

当事業年度において、完成工事等に係るかし担保の費用について、十分な期間の実績データが蓄積され、より精緻な見積りができるようになったため、見積りの変更を行いました。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ6百万円減少しております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT)の導入)

当社は、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、令和2年10月26日より、当社の取締役(社外取締役を除きます。)および取締役を兼務しない執行役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は、前事業年度末199百万円、当事業年度末192百万円であり、株式数は、前事業年度末448,700株、当事業年度末432,500株であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権債務

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
短期金銭債権	1,448百万円	1,313百万円
短期金銭債務	5百万円	2百万円
長期金銭債権	14百万円	13百万円

2 担保資産及び担保付債務

(1)担保提供資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保提供資産

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
建物	1,723百万円	1,677百万円
構築物	183百万円	177百万円
土地	3,579百万円	3,577百万円
投資有価証券	1,149百万円	781百万円
合計	6,636百万円	6,214百万円

担保付債務

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,000百万円	325百万円
長期借入金	845百万円	1,200百万円
合計	1,845百万円	1,525百万円

(2)上記のほか、下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

投資その他の資産

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
関係会社株式	1百万円	1百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費4,575百万円のうち販売費に属する費用のおおよその割合は58%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は42%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
運賃梱包費	383百万円	392百万円
従業員給料手当	1,691百万円	1,660百万円
役員株式給付引当金繰入額	52百万円	52百万円
退職給付費用	32百万円	118百万円
減価償却費	74百万円	89百万円
研究開発費	473百万円	490百万円

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
営業取引	1,326百万円	1,347百万円
営業取引以外の取引	1,130百万円	1,243百万円

3 減損損失

前事業年度(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
静岡県熱海市	遊休資産	土地

当社は、原則として事業用資産については事業部門を基準として、資産のグルーピングを行っております。また、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位が把握できるものについては、その最小の単位でグルーピングを行っております。

売却の意思決定を行った遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（18百万円）として計上しております。回収可能価額については正味売却価額により測定しており、売却予定額等を基に算定しております。

当事業年度(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

該当はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(令和3年5月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	100
関連会社株式	14
計	114

当事業年度(令和4年5月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	100
関連会社株式	14
計	114

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	21百万円	18百万円
未払社会保険料	35百万円	27百万円
未払賞与	117百万円	59百万円
未払金	1百万円	2百万円
貸倒引当金繰入額	3百万円	2百万円
工事損失引当金	1百万円	1百万円
完成工事補償引当金	47百万円	37百万円
棚卸資産評価減	75百万円	84百万円
長期未払金	2百万円	2百万円
減価償却費	53百万円	52百万円
その他有価証券、ゴルフ会員権減損額	153百万円	153百万円
退職給付引当金	165百万円	182百万円
固定資産減損損失	82百万円	63百万円
税務上の繰越欠損金	115百万円	76百万円
その他	22百万円	19百万円
繰延税金資産小計	899百万円	785百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	115百万円	68百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	491百万円	470百万円
評価性引当額小計	606百万円	539百万円
繰延税金資産合計	292百万円	245百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	299百万円	210百万円
固定資産圧縮積立金	63百万円	62百万円
繰延税金負債合計	362百万円	272百万円
繰延税金資産(負債)の純額	69百万円	26百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 "	0.6 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.8 "	15.2 "
住民税均等割等	1.1 "	1.3 "
税額控除	3.8 "	2.7 "
評価性引当額の増減	6.0 "	2.9 "
その他	0.8 "	0.8 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.1%	12.3%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,746	82	6	125	1,696	4,681
	構築物	183	4	0	9	177	1,281
	機械及び装置	928	134	20	154	887	1,566
	車両運搬具	20	13	0	12	22	108
	工具、器具及び備品	529	249	19	212	546	1,453
	土地	3,582	1	3		3,579	
	建設仮勘定	16	10	16		10	
	計	7,006	495	66	513	6,922	9,092
無形固定資産	ソフトウェア	36	23		14	45	47
	その他	9			0	9	1
	計	46	23		15	54	48

(注) 1 当期増加額のうち、主なものは次の通りであります。
工具、器具及び備品 木型・金型の更新 107百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	11		1	9
役員賞与引当金	23	23	23	23
工事損失引当金	5	5	5	5
完成工事補償引当金	155	6	39	122
役員株式給付引当金	52	52	12	93

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日、5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行方。 公告掲載URL http://www.maezawa.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に挙げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第75期(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)令和3年8月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和3年8月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第76期第1四半期(自 令和3年6月1日 至 令和3年8月31日)令和3年10月14日関東財務局長に提出

第76期第2四半期(自 令和3年9月1日 至 令和3年11月30日)令和4年1月14日関東財務局長に提出

第76期第3四半期(自 令和3年12月1日 至 令和4年2月28日)令和4年4月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議事項の決議)に基づく臨時報告書

令和3年9月3日関東財務局長に提出

(5) 訂正有価証券報告書及び確認書

事業年度 第75期(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)令和4年3月2日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 令和3年7月27日 至 令和3年7月31日) 令和3年8月11日関東財務局長に提出

報告期間(自 令和3年8月1日 至 令和3年8月31日) 令和3年9月10日関東財務局長に提出

報告期間(自 令和3年9月1日 至 令和3年9月30日) 令和3年10月6日関東財務局長に提出

報告期間(自 令和3年10月1日 至 令和3年10月31日) 令和3年11月1日関東財務局長に提出

報告期間(自 令和3年11月1日 至 令和3年11月30日) 令和3年12月1日関東財務局長に提出

報告期間(自 令和3年12月1日 至 令和3年12月31日) 令和4年1月5日関東財務局長に提出

報告期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年1月31日) 令和4年2月1日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年8月5日

前澤工業株式会社
取締役会 御中

S K東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号
P M O日本橋三越前9階

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 部 安 弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 田 圭 介

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤工業株式会社の令和3年6月1日から令和4年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社及び連結子会社の令和4年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約に関する収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>環境事業セグメントおよびメンテナンス事業セグメントにおいては、多数の工事契約を締結している。</p> <p>連結財務諸表【注記事項】4 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準及び、(重要な会計上の見積り)(一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識)に記載のとおり、会社は、工事契約に関して、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できる場合には、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識している。</p> <p>履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、発生原価が工事原価に占める割合(インプット法)に基づいて行なわれている。</p> <p>工事原価総額は、経営者の判断により重要な影響を受けること、予期しない受注後の仕様変更、工期遅延、資材価格・工事費等の変動により、当初の見積りから変動することがあるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>環境事業セグメント及びメンテナンス事業セグメントの収益認識に関する進捗度の算定に影響を及ぼす工事原価総額の見積りと実際発生原価に関連して、当監査法人が実施した主要な監査手続は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のプロセスの内部統制の整備状況及び運用評価手続を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・材料費及び外注工事費計上プロセス ・管理費配分プロセス ・工番別原価投入プロセス ・実行予算変更プロセス 一部の工事契約について現場視察を実施し、工事進捗度の妥当性を検討した。 連結会計年度末時点で発生している原価のサンプルについて、実行予算の内訳書を入手し、証憑書類等の裏付けにより、期間帰属及び工番別帰属の適切性を検討した。 実行予算のサンプルについて、実行予算の内訳書を入手し、発注書、契約書等の証憑書類の裏付け、工事担当者への質問等により、その妥当性を検討した。 当連結会計年度に完成した工事契約のサンプルについて、実行予算と実際発生原価の比較を実施し、差異原因の分析を実施した。

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、連結会計年度末時点においてバルブ事業セグメントの棚卸資産を4,704百万円計上しており総資産の13.2%を占めている。棚卸資産の評価基準は、連結財務諸表【注記事項】4 会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法及び、(重要な会計上の見積り)(棚卸資産の評価)に記載のとおり、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成工事支出金を除き、当連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって評価する。正味売却価額については、受注金額、出荷実績による販売価額をもとに算定される。 ・営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産については、一定の率により帳簿価額を切り下げる方法にて評価する。 <p>棚卸資産の評価は、正味売却価額の見積り、滞留の可能性の判断等、経営者の判断により重要な影響を受けるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>バルブ事業セグメントの棚卸資産の評価に関連して、当監査法人が実施した主要な監査手続は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連結会計年度に実施された埼玉製造所の実地棚卸について立会を実施し、棚卸資産の実在性および状態について検証した。 ・連結会計年度末時点の棚卸資産の評価の一覧を入手して、網羅的に棚卸資産の評価が実施されていることを確認した。 ・棚卸資産の評価額の妥当性を検証するため、正味売却価額と取得原価との比較を実施した。また、正味売却価額が会社方針に従った方法で算定されていることを検証するため、受注金額、出荷実績による販売価額を試査により確認した。 ・営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産について、会社方針に従った判定及び評価額が算定されていることを検証した。また、「一定の率」について、過年度及び当連結会計年度の出荷及び処分実績から、その合理性を評価した。 ・部門別・製品グループ別の比較等の分析的手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、前澤工業株式会社の令和4年

5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、前澤工業株式会社が令和4年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月5日

前澤工業株式会社
取締役会 御中

S K東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号
P M O日本橋三越前9階

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 部 安 弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 田 圭 介

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤工業株式会社の令和3年6月1日から令和4年5月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社の令和4年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約に関する収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「工事契約に関する収益認識」と実質的に同一の内容であるため、記載を省略する。

棚卸資産の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「棚卸資産の評価」と実質的に同一の内容であるため、記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。